

平成27年度第4回白井市都市計画審議会会議録

1. 開催日時 平成27年12月25日(金) 午後1時30分から午後4時30分まで
2. 開催場所 市役所6階 委員会室
3. 出席者 北原会長、岡部委員、西山委員、竹内委員、血脇委員、影山委員、和田委員、松本委員、田中博委員、田中晴美委員
4. 欠席者 鎌田委員、石田委員、勝股委員、武藤委員、押田委員
5. 事務局 染谷環境建設部長、武藤都市計画課長、竹田副主幹、黒澤主査補、鈴木主事補
6. 傍聴者 1人
7. 議題
第1号議案 白井市都市マスタープラン(案)について(諮問) (公開)
8. 議事

事務局 本日の欠席委員につきましては、鎌田委員、石田委員、勝股委員、武藤委員、押田委員の5名になっております。委員定数15名のうち、現在8名の出席をいただいておりますのでございます。岡部委員と西山委員につきましては、遅れて来るということとなりますので、全体では10名の出席をいただけることということになりますので、本日の会議は成立していることをご報告いたします。

それでは会議に当たりまして、北原会長よりご挨拶をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

会長 皆さん、こんにちは。今年も1週間を切ってしまう大変お忙しい時期だと思っておりますが、お集まりいただきましてありがとうございます。今回の議題は前回に引き続き、白井市都市マスタープラン、これをできれば今日まとめという形で結論を出せばというふうを考えております。また、限られた時間ではありますけれども、活発にご意見をいただければと思っております。よろしくお願いいたします。

事務局 よろしく申し上げます。ありがとうございました。それでは早速、議事に移らせていただきます。審議会の会議につきましては条例の規定によりまして、会長が議長となることとされておりますので北原会長、よろしくお願いいたしますと思います。それから、これ以降の進行につきましては、議長にお願いしたいと思います。よろしくどうぞ申し上げます。

会長 それでは規定により、議長を務めさせていただきます。不行き届き多々あると思っておりますが、よろしくお力添えのほど、申し上げます。初めに会議の公開、非公開の取り扱いですが、事務局から、ご提案ございますか。

事務局 本日の案件は、前回に引き続き、都市マスタープランの案ということでございますので、前回同様公開としてよろしいかと思っております。

会 長 事務局から公開ではいかがかというご提案ですが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 それでは、公開とします。傍聴の方がいらっしゃいましたら、事務局から入場をさせていただきます。

(傍聴者入場)

会 長 それでは、傍聴の方をお願いします。事務局から配られている白井市審議会の会議の公開に関する指針の抜粋をお読みいただき、内容をお守りください。

これから審議に入ります。前回に引き続き、白井市都市マスタープラン(案)について、を議題とします。今回は答申するため、まとめという形にしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、白井市都市マスタープラン(案)に対する意見について、事務局より説明をさせていただきます。なお、ご意見につきましては、前回11月13日の第3回都市計画審議会で議案の説明をさせていただき、その後に書面にて提出いただいたものとなります。

初めに、本日配付しました審議会資料、こちらについて説明をいたします。お手元の資料をごらんください。まず1ページですけれども、意見の結果となっております。次に2ページから7ページにかけて、白井市都市マスタープラン(案)についての意見対応表となっております。最後に7ページから17ページにかけて、いただいたご意見の原文、こちらを添付しております。なお、最後のページ18ページに、本日欠席されている●●委員から、都市マスタープラン(案)に対するご意見としてではなく、ご意見をいただきましたので概要を載せて添付をさせていただきます。

それでは資料の1ページをごらんください。まず、意見結果です。意見の件数ですが、4名の方から8件ございました。意見の取り扱いですが、修正をするものを1件、既に案に盛り込んでいるもの7件としています。

次に、資料の2ページをごらんください。意見対応表です。左側にいただいたご意見、右側に意見に対する市の考え方を記載しています。それでは初めに、意見ナンバー1の、●●委員のご意見になります。読み上げさせていただきます。

「白井市都市マスタープラン」を読ませていただき、これまで積み上げてきたものに唐突に申し上げるのも申しわけないのですが、日ごろ感じてきたことも踏まえて意見を言わせていただきますと、ニュータウン地区は開設されて30年前後経過し、住民の多くは60から70歳代にさしかかり、確実に高齢化が進んでおります。特に低層住宅地域は自然環境は良好ですが、高齢者、障がい者にとりまして近隣の歩いて行ける距離に医療機関や商店は極少で、16号線沿線のコンビニや大型小売店までもアップダウンの狭い道は抜け道として車両の交通量は多く、極めて危険な状態です。

ページ21、土地利用方針図を見ますと、ページ20、公益的施設誘導地区(ブルーズ

ーン)は自家用車を使用しなければ行くことが難しい地区です。市の循環バスも便数は少なく、車椅子は乗車拒否されたこともありました。国土交通省におけるコンパクトシティの取り組みで提唱しております、「歩いて暮らせる街」とは、ほど遠いものと思われま。また、このマスタープランは若年層の流入は前面に打ち出しておりますが、目前に迫る超高齢化に対応した都市づくりの文言は少なく、私は危機感さえ抱かずにはられません。

また、子供にとりましても学校近隣に健全な文具や書店もなく、わざわざ自転車や電車でニュータウン中央や新鎌ヶ谷まで行かざるを得ないため、親としても子供の安全確保できる都市づくりを望んでおります。

白井市はこれからいかようにも成長できるまちであると思われ、全世代に優しいまちとして成熟させるため、ここでは直接関係はありませんが、「バリアフリー基本構想」もぜひとも取り入れていただき、それを踏まえてご一考いただければ、私の審議委員としての役割は本望であると存じます、というご意見です。

このご意見、ナンバー1の取り扱いについては、既記載といたします。理由としましては、前回の議案書第2号議案、都市マスタープラン(案)の18ページをお開きください。資料をお持ちでしょうか。前回の議案書です。18ページ、5の分野別の基本方針の5-1、土地利用方針、こちらをごらんください。(1)、基本的な考え方で、将来都市構造の実現を計画的に進めていくため、地域の特性に応じた土地利用のゾーニングを行います。少子化・高齢化やそれに伴う人口減少などの都市づくりをめぐる潮流の中で、本市の都市づくりに活かしていく特性及び課題を踏まえ、今後は市街地において必要となる機能が全て整った土地利用を目指すのではなく、それぞれの地域の特性に応じて適切な機能を整備しつつ、ネットワーク化を図ることで相互に補完し合う機能補完連携型の土地利用を目指すものとします、と記載しています。

次に22ページをごらんください。22ページ、5-2-1、交通体系の整備方針です。

(1)基本的な考え方の青枠の中の丸の1番目、2番目をごらんください。子供から高齢者まで誰もが安心して外出でき、歩ける環境を目指し、それぞれの地区が持つ特性を生かした安全で快適な道路環境の計画・整備。二つ目、市民が移動する際の利便性の向上と公共交通網の充実、と記載しています。

また、この基本的な考え方を受けまして、同ページの(2)、2)の公共交通のネットワークでは、①バスの項目の一つ目をごらんください。市内の路線バスについては、路線維持や増発等、バス路線の充実について事業者へ要請。二つ目で、本市で運行している循環バスについて、交通弱者等が利用しやすい運行内容など、利便性の向上を図るとし、次のページ23ページの、3)道路のネットワークをごらんください。こちらでは、「広域幹線道路」、「地域間幹線道路」、「都市幹線道路」、「補助幹線道路」による道路のネットワークの形成を図ります、と記載しています。

また、バリアフリーに関しましては、28ページをごらんください。5-2-4、その他の都市施設の整備方針です。(1) 基本的な考え方をごらんください。市民が健康に、安心して、安全に生活できる都市環境を目指し、社会状況やライフスタイルの変化に対応した都市施設の整備を推進します。都市施設を整備する際には、高齢社会に向けたバリアフリーへの対応と、環境に対する影響に配慮しながら進めます、と記載しています。

それでは最後、本日配付しました資料の2ページ意見対応表にお戻りください。表の右側、意見に対する市の考え方をごらんください。こちらを読み上げさせていただきます。都市マスタープランにおける土地利用の方針の基本的な考え方としては、「すべての市民が豊かな自然環境の中で都市の快適性と利便性を享受でき、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる都市」をイメージしています。土地利用の方針は、第5次総合計画で示した「将来都市構造」の実現を計画的に進めていくため、地域の特性に応じた具体的な土地利用のゾーニングを示し、それぞれの地域の特性に応じて適切な機能を整備しつつ、ネットワーク化を図ることで相互に補完し合う「機能補完連携型」の土地利用を目指しています。

今回いただいたご意見の交通体系に関しては、「5-2-1 交通体系の整備方針」の(1) 基本的な考え方の中で、「子どもから高齢者まで誰もが安心して外出でき、歩ける環境を目指し、それぞれの地区が持つ特性を生かした、安全で快適な道路環境の計画・整備」、「市民が移動する際の利便性の向上と公共交通網の充実」とし、また、(2) 基本方針 2) 公共交通のネットワークでは、①バスの項目で「市内の路線バスについて、路線維持や増発等、バス路線の充実について事業者へ要請」、「本市で運行している循環バスについて、交通弱者等が利用しやすい運行内容など、利便性の向上を図る」とし、3) 道路のネットワークでは、「広域幹線道路」「地域間幹線道路」「都市幹線道路」「補助幹線道路」による道路のネットワークの形成を図ります、と記載しています。また、バリアフリーに関しては、「5-2-4 その他の都市施設の整備方針」の(1) 基本的な考え方の中で「市民が健康に、安心して、安全に生活できる都市環境を目指し、社会状況やライフスタイルの変化に対応した都市施設の整備を推進します。都市施設を整備する際には、高齢社会に向けたバリアフリーへの対応と、環境に対する影響に配慮しながら進めます」と記載しています。

なお、千葉県福祉のまちづくり条例による対応は従来より行っておりますが、今後、この都市マスタープランの方針に基づき、他の計画等との連携及び都市計画としての施策展開を検討してまいります。そのため既記載としております。

続きまして、3ページをごらんください。

委員 議長、済みません。今の説明をずっと聞きますと、すごくまともなことをお書きいただいているのだけれども、事務局の案について、まずちょっとこの会で諮っていただきたいのですが、お手元の資料、意見結果の1ページのところ、これは事務局の意見結果の集約

の仕方、意見の取り扱いについて、「修正、既記載、参考、その他」という評価になってございますね。この評価の基準をまず明らかにしていただきたい。要は、この場でいろいろな意見が当然出てくる。今、●●委員のお話もあったと思うのですが、そのときに、これをどう評価するかっていうのは、極めて大きな問題だと私は思うのです。したがって、全てまとめて今のような説明をするのじゃなくて、まずはこの意見集約の仕方について過去のことも含めて、きちっと決めていただきたい。その上で、例えば●●さんのご意見、それから私の意見もこれから出てきますからね。そういったようにやっていかないと、もう先に進んでいかないと思うのですが、いかがでしょうか。会長、お願いします。

会 長 「修正、既記載、参考、その他」という判断を示しているのですが、判断基準を明確に説明していただきたいということですので、どういう形で判断をしたか、あまり難しく考えなくていいとは思いますが、お願いします。

事務局 「修正」につきましては、当然手を加える、新たに案として提示しています都市マスタープランに文言を加える、そういった判断をしたものについてです。「既記載」につきましては、文言のとおり内容について記載しているものと。多分、●●委員がおっしゃっているのは、記載事項のレベル感のお話だと思います。

委 員 おっしゃるとおり。評価軸は、今の話だと基本的にそれは事務局のお考えなので、我々、特に市民に選出された委員の意見からすると、過去の経緯は我々はわからないわけです。だからそれはとりあえず置いておいて、「修正」と書かれると、あくまでも事務局としては、これが出た意見について修正を要するかどうか価値判断を加えているわけでしょう。例えば、後からまたお話しするつもりだったけれども私の意見の中でも、ちょっと欄外に書いて確かに見づらかったけれども、修正意見を出しているのです。これについては、質問参考表に載っているけれども、この次のページの3ページ以降の私のところで触れてないとかですね。

要は、委員が出している意見の中で修正を必要だと考えるものについても、修正意見として取り上げていない。「既記載」と言っても、この既記載の内容は過去のいろいろな積み上げが当然あると思うけれども、これはその記述の範囲の中で記載が既に済んでいると、こう理解されているわけだけれども、私の意見では必ずしもそうじゃないかと思うのです。そういったところをきちっと考え方を決めておかないと、こういう形で1件、7件とか書いても、極めて困るというか、我々がこの審議に出ている、何ていうかスタンスというか、それを問われちゃうような気がしてしょうがないのだけれども。皆さん、ほかの方もご意見言ってください。

会 長 ●●さん。

委 員 まさに、そうだと思うのです。書いてあっても読み取れない。●●さんが今、書いてらして、この目前に迫る超高齢化に対応した都市づくりの文言は少なく、一般市民の方が

見たらそう思われているわけですね。ここは大事なポイントだと思うのです。だから記載はされているけれども、読み取れない。読み取れなかったら、どうしたらいいのだろう。上位法による総合計画とどうリンクして、ここに記載をすべきかというのを検討するのが、この審議会だと思うのです。だから私は、やはり意見に対する市の考え方というのは私もこれを読めば大体わかるけれど、そこが足りない、理解できないからこそ、●●さんの意見があったというふうに私も理解しているのです。これを論議することが大事じゃないかなと、私もそれは●●さんのご意見に賛同します。私は、そういうふうに思います。

会 長 ありがとうございます。ほかに、いかがですか。はい、部長さん。

事務局 今回、こちらでまとめた資料については、これは皆さんからいただいた意見に対して市としての考え方を述べたもので、これを議論してもらいます。これを「既記載」としていかどうかを議論してもらおうのであって、これが全てではないのですよ。これを市が押し通すわけでもないですし、ここで「既記載」としてよろしいかを議論してもらおう。それで、市は「既記載」として判断をしていますということでございますので、このあと議論してほしいと思うのですけれども。

委 員 全く異論はありません。そうしていただければありがたいです。

事務局 進め方ですけれども、一遍に全部の方をやっていきますと、やっぱり議論が集中しないので、お一方ずつ、4名出ていますから、一人一人の意見に対して市の考え方を述べて、その中で議論をしてもらおうということが、今日の要点ということです。一遍に全部読んでしまいますと、薄れちゃいますので。そこは議長に、采配のご処置をお願いしたいなというところですよ。

会 長 どうも貴重なご意見、皆さんありがとうございます。ここで1ページ目の「修正」、「既記載」と今、部長さんがおっしゃられたように市の現時点での、これも案だということで、それをなぜ例えば既記載と判断したかということが2ページ目以降に書かれているのだと思いますが、これは事務局で説明していただくときに、特に右側、市の考え方を全文読み上げてあまり意味がないので、いただいた意見に対して既記載だというふうに判断したのは、ここに書いてあるからです、ここに書いてあるからですと今、前半のところそういう説明をしましたね。そこまででいいと思うのです。

事務局 わかりました。

会 長 それで委員の皆さんに、そういう市側の判断ですが、それはそれでよろしいですか。この部分の記載が不十分だと思うとか、そういうご指摘をいただければと思います。よろしいですか。

事務局 結構です。

会 長 2ページの、●●さんからのご意見に関しては、全文読み上げる形になりましたが、3ページ以降はそういう形にしたいと思います。それでは、お一方ずつ行きたいと思います

が、まず●●さんからいただいたご意見、これが既記載であると市側は判断しているわけですが、これに対してご意見、委員の皆さんからいかがですか。

委員 18ページの5-1土地利用方針に、『それぞれの地域の特性に応じて適切な機能を整備』とあり、特性という意味は多分ゾーニングのことだと思うのですが、私の住んでいる地区であれば低層住宅地区で、もしなにか不審者等の危機が迫ることがあっても、呼んでも誰も出てこないという地区なのです。そこに今、住宅地が増えようとしている中で、商店も公民館もなにも無いままで、ゾーニングによってはっきりと分けられても、絶対に住みにくい危険なまちに成るばかりだと思うのです。地域の特性に応じての土地利用というものをどうとらえていいかご説明ください。

会長 ありがとうございます。低層住宅地区、このマスタープラン（案）で言うと、18ページに土地利用方針がありますね。それで19ページのところで、Aの市街地ゾーンの下に住居系市街地とあって、①が低層住宅地区というふうになっていますが、従来の都市計画というのは、機能を純化する、要するに住宅地は良好な静かな住まいの環境をつくるということを最優先にしてきましたね。ただ、今の●●さんのご意見だと、やはり高齢化が進んでいく中では、低層住宅地の中でも一定程度のそういう利便性のある施設が入ってないと、住みづらいのではないかとご指摘だと思います。それを例えば、ここに書き加えるということができないでしょうかと、多分そういうご趣旨のご発言だったと思うのですが、事務局いかがですか。

事務局 資料の29ページをごらんいただけますか。議案書ですと、都市マスタープラン（案）の29ページをごらんいただけますか。5-3-1で、住環境の整備方針と方針を書かせていただいています。（2）の基本方針 1）地域の資源を生かした快適な住宅・住環境の整備というところの三つ目をご覧ください。地区計画、まちづくり条例に基づく地区まちづくり計画などによる良好な住環境の保全の推進。また、3）成熟したニュータウンへの対応という項目の一つ目、先行事例などの研究による想定される課題と将来を見据えた有効な対策の検討と。方針の中では今、●●さんがおっしゃったような、また会長もおっしゃっていましたが、どちらかという用途を純化する、閑静な住宅街は閑静な住宅街で守っていくというのが、従来の都市計画的な原則と言いますか基本と言いますか、そういうことでありました。ただ、この白井市も千葉ニュータウン事業が終了を迎えまして、まちが成熟化しています。当然、その対応についても基本方針と、また個別対応は違うと思います。一応基本方針の中ではうたっているという回答になります。

会長 済みません。ちょっと、事務局の中で少し相談してください。

事務局 ちょっといいですか。市街地ゾーンの中に幾つか、住居系、商業・業務系、産業系というような位置づけがあります。●●委員さんから、コンパクトシティの話が出ましたけれども、これまでの都市計画というのは、郊外にどんどん広げていくという考え方のもとに

できたまちが、現在いろいろな課題を持っています。車を使わなければいけない、交通体系が整っていないというようなことが言われてきて、それをじゃあ、もう一度まちづくりを見直したときに、どうするのだということ考えているのですね。やっぱり、徒歩圏で居住が住みやすい範囲を徒歩圏で都市づくりをしていくのだろうと。それが恐らく、コンパクトシティのスタートになったと思うのです。都市計画の中では、やはり住居についてはいろいろな業種が入ってきたのですが、やはりいろいろな摩擦があったりして、今までの考え方とまた同じ考え方に戻ってしまう可能性もあるので、そこはやっぱり住宅圏は住宅圏でまとめながら、必要なサービス施設はその中では最小限にとどめるべきだと。商業系、駅を中心とした地区について、商業なり企業を集積していく。それが徒歩圏の範囲でおさまる、あるいは交通体系が駅を中心とした体系の中でおさまっていく、そういった都市計画を目指すのだというのが、今回の提案の中に十分入ってくるのだというふうに考えます。ですから、コンパクトシティとしての考え方は、今回の中には取り入れられていると思っています。

会 長 すみません、少し考えさせてください。5分間休憩にします。

(休憩)

会 長 今、ちょっと事務局に確認したのですが、今日この場で修正というのは時間的に難しい。ただ、今日いただいた修正意見をこの場で、ここに関して修正しましょうというぐらいのところまでは、一致したものについては、それじゃあそれをどういう形で修正するのかというようなのは、皆さんからいただいた意見を事務局でもう一度咀嚼していただいて、私と相談しながら直したものをメール添付等で、こういう形に修正しますという案を皆さんにお送りして確認していただいて、それをそういう形で進めていくということは、可能でしょうか。それとも、もう1回これを開かないと、難しい。●●さん。

委 員 先ほどの部長のお話も、私はよくわかるのです。ただ、こうした論議というのは、物事の基本的な考え方にかなり帰着するものがあるって、都市計画というのは過去の積み上げというのは確かに重要なだけけれども、はっきり申し上げて今の都市計画というのは、●●さんの前で極めてちょっと言葉づかいを考えなきゃいけないのだけれども、健常者をベースに考えられ過ぎていると思うのです。唯一書いているのは、これは高齢者については明らかに表現上も書いてある。ただ、いわゆる体の不自由な方というハンディキャップを持たれた方についての視点というのは多分、説明の中では当然それも含み込んでいると言われるかもしれませんが、今の議案の中には、そういった考え方は全く入ってないのです。私が見ている限りでは。さっき、事務局が説明された中でも、入っていませんよね。バリアフリーという考え方は、いろいろな考え方があるけれども、今のノーマライゼーションという考え方が基本的に国の施策の中にも入っている時代の中で、健常者目線しかない施策っていうのは果たして都市計画としてあり得るのか。これは逆に、会長の専門だか

ら、私が言うのもあれなのだけれども。少なくとも、この意見をもし延長していくのであれば、僕は●●さんの意見はかなり賛同するものがあるのだけれども。少なくともそういった思いが、少なくとも県の都市マスタープランではなくて、白井市の施策の中ではそういう思いが伝わるような少なくともワーディングなりね、それがなくなかなか、わかりましたって言えないし、わかっちゃいけないと思うのです。だから、そのあたりを今日は少し論議していただいて、方向性としては議長に行く方向になると思うのだけれども、ただできればこれは今、●●委員の部分だけですから、私の意見はもっとある意味ではめちゃくちゃなことを書いているから逆に言えばね。かなり乱暴なことも書いてあるかもしれない。

ただ、これを集約していくときに、ある程度、会長とそれから事務局だけで話している中で修正するというのではなくて、できればもう少し何人かの委員の方の意見も当然集約していかないといかんと思うのですけれども、場合によればこの会はこの会に終わるのではなくて、また来年でも何でもあるわけじゃないですか。別に、私応募したときに年に2回程度と聞いたけど、別にこれは毎月やったって毎週やったって、僕は構わないと思うのです。市議会の皆さん方はお忙しいと思うけれども。そういう意味からすると、もうちょっときちっとした論議をして、最終的には事務局と、それから会長の間で細かいワーディングはお任せしますけれども、もう少し論議を進めていただきたいと思います。そういう論議を進めるという意味で、意見を差上げます。よろしくお願いします。

会 長 ありがとうございます。多分、事務局に修正してもらうためには、やっぱりどの部分に、どういうものを盛り込むかあたりまでは、この場で意思統一ができていないと、なかなか事務局も対応できないだろうと思います。今の●●さんからいただいたご意見に関しては、土地利用方針、かなり根本的なところにかかわるので、土地利用方針のところではやはり少し書き加えておかないといけないのかなという気が、私はしているのですが。委員の皆さん、いかがでしょうか。

委 員 議長、よろしいですか。私だけしゃべってもいけないので、できるだけコンパクトに言いますけれども。今の議長のご発言で、すぐ対案を出せということはなかなか難しいのだけれども、例えば私が考えているのに、ここの各論の部分は基本的になかなか皆さん読まないですよ、一般の市民の皆さんも。やるのであれば、第2号議案の何ページになるかな、下のページじゃないのだけれども。A3で入っている都市マスタープランの全体構成があるでしょ。まず、この表。この表の中に今のことを生かしていただいて、どこかの項目にバンとうたうわけですね。そしたら、多分ここの部分は皆さん、読まれますよ。インパクトが強いもの。こういう形の修正をぜひ図ったほうが、ここのワーディングを各論で落とし込んだら、これ大変ですよ。今日で終わらないのじゃないですか。私はそう思いますけれども、いかがでしょうか。

会 長 ●●さん。

委 員 今、●●委員から、これ各論で本当に細かなところまで落とし込むっていったら、本当にいつ、きちんとしたマスタープランができ上がるのかわからないということで、●●委員が今おっしゃられたように、表の中に何らか落とし込んで具体的には書き込めないにしても、そういう方法も一つかなというふうに感じるところです。以上です。

会 長 ありがとうございます。1ページの前に戻って、これですね。これにそういった形で書き込むということは、可能でしょうか。この場で事務局に聞いても、答えられないかもしれないけれども、どうですか。

委 員 議長、済みません。これ私が言ったのは、一番右端に市民意見というのがあるじゃないですか、明かに。この意見の中で、●●さんのご意見を市民意見に載せるかどうかについていろいろありますけれども、この意見の中に今の少なくとも大きなワーディングというか、基本的な思想というか発想というか示唆というか、このあたりを落とし込むような形にすれば、大幅なところは変えなくて済むじゃないですか。こういう意見を踏まえた上で、こういう大きな青写真ができますよとかにすれば、少なくとも一步前進かなと私は思うのだけれども。ちょっと修正だけして、申しわけないのだけれども。例えば、そういうやり方もいかがでしょうか。よろしくお願いします。

会 長 ●●さん。

委 員 マスタープラン（案）の2ページから10ページ位までを見てみると、高齢者や障がい者という言葉が一個も書いてないのです。主に書いてあるのは若い世代の定住なのです。確かに若い世代を呼び込むことは大事だと思うのですが、それより前に、目前に迫る高齢化の対策を都市計画として、どのように重要視していくのかということを中心に前面に出していただきたいかったです。

会 長 ●●さん。

委 員 ●●さんの、おっしゃるとおりだと思います。実は12月議会というところで、この最初にある図、これを見てください。この1ページにある、都市マスターの右に白抜きの「白井市総合計画」と、この総合計画の将来像は9月議会で可決しました。12月議会では基本計画という、前期基本計画という5年計画が可決しました。そのときに私は、今回ちょっと議会で総合計画に反対したのですけれども。執行部には、ちょっと怒られてしまうかもしれませんが。

なぜ反対したかという、高齢者という言葉と障がい者という言葉がきちんと明記されていない。これを見てください。皆様のお手元に、きょうの資料のこれ。これ、大変大事なところだと思います。これが今、白井の基本になる10年間計画です。今回は、地方創生を頭に置いて今までの計画と全くパターンが違うのです。お国から来た、「まち・ひと・しごと」で戦略、戦略という言葉がずっと使ってあります。そして戦略1のところには、

若い世代、●●さんが今おっしゃった若い世代が書いてある。2番目は緑、白井にとって緑は大事。3番目は、拠点創造プロジェクト、せめてもここに高齢者と障がい者、あるいは弱者という言葉を入れてほしいと言ったら、議会で反対されたのです。それは、後ろに入っているから。でも一番最初に、これを見るのです、普通の人は。これをね。将来像、ビジョン。そのビジョンのところには若い世代があったから、高齢者、弱者というところが、今まさに安倍政権でも使う言葉は少子高齢化社会、こればかりじゃないですか。だったら、そういう言葉をここにに入れて当然でしょうと。ここに議員の方々がいますけれども、私はこれが見えてこないで反対をしました。

だから●●さんが今おっしゃることは、まさに●●さんが障がいを持っていらっしゃる、このことを都市マスタープランを見たら上位計画にあると、それも見たら、言葉がないじゃないかと。どこにその気持ちが込められているのか。そのお気持ち、よくわかります。ぜひ、それはどこかに入れ込んでもらうように協議したほうが、私はいいと思います。生きている人が一番大事だと思っています。以上です。

会 長 どうもありがとうございます。この件に関して、ほかにご意見は、●●さん。

委 員 ちょっと、●●委員のおっしゃられたように、この中に高齢者ですとか障がいを持たれた方の方のところがあるのですが、この都市マスタープランの案のところの1ページですか。注釈のところ、1ページの下段に、総合計画でいう「まちづくり」とは、福祉や教育などを含んだ地方自治体が市民や民間事業者と協働して公共の福祉を実現するための取り組み、これが総合計画だと。一方、都市マスタープランは、都市づくりというところから、道路、公園、河川、住宅や商業地などの土地利用の配置、を定めということで、この都市マスタープランのプランと、それから総合計画というのは、別物っていう言い方はちょっと語弊があるのですけれども、プランを考えていく、計画を考えていく中では、総合計画と都市マスタープランというのは若干その辺で違いがあるということは、ちょっと認識をしたほうがいいのかと個人的にちょっと思った次第でございます。以上です。

会 長 どうもありがとうございます。●●さん。

委 員 いや、そうですけれども、これは絶対にリンクしているものです。白井市の中の話ですから。これがリンクしてなければ、ソフトでございます、ハードでございます、これはおかしい話です。そこにある一番白井の上位計画である総合計画の中、まずそこが見えていて、基幹計画であるこの都市マスタープランでも、そういうことが意図されてなければ、やっぱり私はおかしいのではないかと。ハードの部分にも、その思いが入ってなければ、私はおかしいと思っています。

会 長 ありがとうございます。ほかにも、いかがでしょうか。

委 員 それで議長、この議論をやっていくと、本当に今日1日でも終わらないぐらい非常に、総合計画でも何日やりましたかね、大変時間を要しました。ですから、これから先、どう

いうふうに進めていかれますでしょうか。これ意見出ているのが4件ありますし、どうい
うふうに。

会 長 意見が、ひとまず。じゃあここで今いただいたご意見を踏まえて、私から提案です。3
ページの2-2、都市づくりの課題の、(3)安全で誰もが暮らしやすい市街地の実現です
ね。このところに先ほど●●さんからご提案があった、高齢者、障がい者という文言がど
こにもないではないかということ。これをもう少しきちんと説明をする。高齢者にとつて
のユニバーサルデザインと言ってしまえば、それで入っているのだということではなく、
きちんと文言として表に出てくるような形で書き加えては、いかがでしょうか。よろしい
でしょうか。●●さん、いいですか。

委 員 一言。都市計画とほかの計画が違っていいというご意見があったのですけれども、私
はずっと福祉の点検の仕事をやってきたのですけれども、福祉政策だけではできないもの
もたくさんあって、それはやっぱり都市計画によって福祉政策も全く違ってくるといふ
うに、先日国交省の研修に行ったのですけれども、そういうふうな動きもありますので、
ぜひとも●●委員が言われたようにリンクして、書いていただきたいと思います。

会 長 はい、わかりました。都市計画だけが別とか、そういうことではなくリンクして、その
中でそれぞれの計画がカバーできるエリアというのがあるので、そのカバーできるエリア
の中で、どこまで何をめざすかということが重要になってくるのかなと思います。ありが
とうございます。●●さん。

委 員 議長、1点だけ。今の議長のご説明で先ほど今、議案の3ページの「都市づくりの課題」
のところにワーディングを若干、そういった言葉使いというか、私はそう理解したのです
が。そうですよね、言われているのは。

会 長 ひとまず、この部分ということですが。

委 員 それとこの部分は、先ほど私がリファアしましたA3の横のマスタープランの全体構成
の中で考えると、大きく1番は都市マスタープランとはというところの下の方へずっと
おりていくと、都市づくりの課題というのがあるって、これは5本柱で構成され、さらにそ
の下に地域力と、市民力で四つほど、こういうマトリックス図が作られたわけです。私は、
もし●●委員が言われていることを生かすのであれば、やはり僕はこの右側の「都市づく
りの基本理念と将来像」、この特に基本理念のところ、ここを今、「安心、健康、快適」に
なっている部分に明確に、そのノーマライゼーションという言葉がいいかどうかわかりま
せんけれども、高齢者、障がい者、こういったものを大きな軸として置かない限りは、ご
意見の基本が漏れるという判断です。これは●●委員に多分、大分意見が同調できると思
うのだけれども。そういうふうにしなないといけなくて、これ結構重い話なので、この
文を変えるというのは、ただ、●●委員のご主張を私が間違っちゃいけないのだけれども、
ここにやっぱり基本理念にかかわる話ですから。それをすると下をずっと見ていくと、若

い世代定住とか、そういう部分に全部影響してきますでしょう。だからこのときに、もうちょっと見ていくとかですね。そういったレベルのところまで落とし込まないと、ご意見としての反映というか、都市マスタープランについての反映という意味では、少しちょっと充足感がないとか、納得感がないとか、いうふうに少なくとも思うのですが、皆さんいかがでしょうか。

会 長 部長さん。

事務局 大変申しわけないのですが、基本理念、将来像、将来人口ですが、都市づくりの基本理念と将来像については、総合計画の基本構想、また今回議決を得ました基本計画、ここで定められたものをそのまま持ってきているのです。ですから、そこを変えるというのは、上位計画で定まったものをそのまま都市の理念として持ってきていますから、そこは少しご理解いただきたい。

委 員 それは理解できない。今の部長の話は、行政当局として僕はよくわかる。わかるのだけれども、その説明は納得できませんよ。基本的には、我々は都市マスタープランについて市民の意見を反映するために私は出ているわけだから、基本的にこの会で、もしこういう方法で変える、ぐらいだったら、上位を変えればいいじゃないですか。そういう話ですよ、この話は、今の話は。

だから、それは事務局としては難しいかもしれないけれども、少なくともこの第2号議案については、付帯意見でも出せるわけだから、ここに明確に書いて、上位的な会合に対して意見をすることは十分可能だと思いますけれども、そのあたりはいかがなのですか。ちょっとそのあたり、●●さんは多分20年も議員をやっていたから、おわかりだと思うのですけれども。難しいのですか、これは。

委 員 今、部長が言った、このこちらの基本理念と将来像、こっちは確かにもう可決した、いじれないとしたら、都市マスタープランとは、というところの中で例えば、左の地域力と市民力、こういうところがあって、一番下には若い年齢構成による活力なんていうのは明示されているわけですから、じゃあ都市づくりの課題、右のほうの青いところ、都市づくりの課題のところ例えば安全で誰もが、この「誰もが」が全て含んでいるのでしょうかけれども、やっぱり一般市民の目に「誰もが」というよりも、ここに例えば若い人、若い人は左に入っているから、例えば高齢者、障がい者でも、「誰もが」というような、そういう文言を入れることで、一番最初にそういうことが確認できるのではないかなというふうに私は思うのです。都市マスタープランをいじるとしたら、こういうところがいじれるのではないかなというふうに思うのですけれども。

会 長 事務局、いかがですか。部長さん。

事務局 今、●●委員から指摘のあったところについては議長さんも言われたとおり、課題のところでの取り組みのところの文言は、ご指摘のとおり修正を加えることは可能でございます。

す。また、改定の趣旨のところも、新しい都市マスタープランとしての位置づけ、スタートから障がい者、高齢者も含めた高齢者と一言入っていますけれども、そこに含めて市民全部が対象となるような都市マスタープランの趣旨の改定の趣旨のところ、新しい時代を見据えた計画とするために、そういったものを加えると、スタートに加えると1ページに一番最初にですね。そこで課題が出てきます。その中で、暮らしやすい都市づくり、このところの障がい者、これは総合計画にリンクする重点戦略の一つになりますけれども、その部分に市の戦略の中に位置づけるというようなスタイルで、流れをつくりたいと思うのですが、いかがでしょうか。

会 長 ●●さん。

委 員 今の、●●委員並びに部長のご答弁で、基本的方法で全然異論はないのです。ただ、ちょっとこれからの論議を整理したいのですけれども、私がこの全体構成にこだわっているのは、少なくともここにいらっしゃる5人の市議会議員の方は、議会の中でいろいろとご論議されている積み重ねで、よくその辺の事情をおわかりだけでも、私は少なくとも初めて聞く話でしょう。「広報しろい」の中で、今回の第5次総合計画についても、いろいろな付帯意見が出ているのも私も知っていますけれども、本当に一部しか知らないのです。

したがって、この会で確認をお願いしたいのは、例えばこの全体構成図の中で今、部長がお話しになったように、もしくは●●さんが言われた、この真ん中の部分は第5次総合計画の絡みで動かせないということがあるならば、そこははっきり明示してほしいのです。で、この左側のところは、さっきもお話しがあったように市のマスタープランに関連しては、若干文言の修正並びに理念的なところも変えるということができるということも、そういう余地があるようなご発言だと思うので、どこまで変えられて、どう我々の第2号議案の審議に影響するのかなどどうか、枠ははめられるのか、はっきり言えばですね、ここを少し整理していただきたい。そうしないと、これからの論議、また同じことの繰り返しだと。後ほどお話しする、私の意見なんか、もっとかなり乱暴なことを書いているから。そこら辺は整理をお願いできませんか。事務局から。

会 長 お願いします。

事務局 今回、都市マスタープランと市の総合計画の策定経緯については、都市マスタープランの全体構成表の一番右の市民意見にあります。ここで上から住民意識調査から、ワークショップ、タウンミーティング、市民の方々が参加をしていただいて進めてきた内容です。これらを拾い集めて、総合計画ができ、それにあわせて都市マスタープランが追従して策定していくという形になりますので、基本的には市民意見を全て取り入れてきました。この取り入れた案は、できていまして、これもパブリックコメントのところ、これも、もう既に終わっていますので、基本的にはこの素案に対して特にご意見があれば市議会で議論をしていただいて修正なり、あるいは改定、改修なりをするということになります。基本

的に、この緑の部分ですね。3番の都市づくりの基本理念と将来像、ここは上位計画との関係がありますので、ここはいじれません。その中で、ここで議論して修正等を加えられる部分というのは、ブルーの部分、青色と水色ですかね。それと中央にありますオレンジ色の戦略プランのところでの加筆というのは、可能でございます。

委員 議長、もう1点だけ済みません。論議を長くするつもりは全然ないので。今の、ちょっと説明でわからないのは、市民意見は確かに過去何回か事前のレクチャーでもいただいていますから、そういった市民の意見を集約したというのは、よく理解しているつもりですけども。それでは我々、市民委員として、●●さんも含めて私もそうですけれども、この場に出てきた委員の意見というのは、もう既にあらかじめここに枠は決まっているから、意見の反映ができないのであれば、我々が出てくる意味がないのですよね。そこら辺はどう、この審議会としては位置づけられるのか、ちょっとそこを明確にしてほしい。そうしないと、私はこれから意見書を出しても、あまり意味のない議論で、時間だけとるっていう話になりかねないので、今の説明の全てを聞く限りでは。ちょっと、そこら辺を説明していただけますか。

会長 お願いします。

事務局 今、部長から説明をさせていただきましたけれども、ここでもらったものが全てそのまま行くという話ではなくて、例えば一つ会長さんからもお話がありましたように、改定の趣旨のところ、まず1点、●●委員からあった視点を取り入れましょうというところがありました。そういう改定の趣旨がありまして、じゃあこの作成からいけば2番目の白井市の特性と課題がありますねと。これまで積み上げてきたものの課題の中に、もう記載させていただいてありますけれども、その改定の趣旨から捉えたときに、その課題ではここは弱いのではないかという話を今なさっているのかなと思います。そういう部分で、会長からありました、課題の3番、高齢者、障がい者の視点をもうちょっと入れたらどうだという提案があったと思います。

その課題を踏まえて、じゃあどういうふうな施策を展開していくのですかというのが、今度は次のステップとして上がってくると思います。そうした場合、先ほど部長からありましたように、12ページをご覧ください、「都市づくりの戦略プラン1 暮らしやすい都市づくり」と、その(1)多様な暮らしを受け入れられる住環境整備というのがございます。ここを先ほど言った課題を踏まえた上で、戦略プランとして記載ができないのかと。そういうところの、改定はできると思います。都市マスタープランに書かせていただいたのは、あくまでも基本的な考え方、方針ですので、具体はまた別の議論になります。そういうところの加筆・修正というのは、私はまさしくこの審議会がご意見をいただく場かなと思っています。

ですから、この都市マスタープラン、ここまで積み上げることについては、A3表の右側

にいろいろな、ミーティングやワークショップ、いろいろやってきました。都市マスタープランの作成は、総合計画と一緒にやってきましたけれども、それとは別に2回都市マスタープランの説明会を行い、市民の意見の収集をして、ここまで来ました。そのため、これで行きましょうということで、案を出させていただきました。

一つの案として、こういうところで、こういう感じの文言が足りないというのであれば、そこは修正があり得るのかなというのが、委員さんの意見を聞いた中での私の感じたことです。よろしくお願いいたします。

委員 わかりました。ありがとうございます。

会長 よろしいですか。一応、私の理解としては、大きなフレームをこの場で変えることはかなり難しいのではないかと。このマスタープランの中で、この部分が弱い、もう少しきちんと書き加える、こういう視点を加えるというような形での修正は、これからも十分に可能であろうというふうに考えていますが、それでよろしいですか。それでは、どうもありがとうございます。先へ進みたいと思います。

委員 済みません、ちょっとよろしいですか。市民の意見のところなのですけれども、ここにタウンミーティングと、それからアンケートって書いてありますが、そのときのこれ、私もタウンミーティングに何度か出ているのですけれども、そこで各地域でミーティングをやられましたよね。そういうのとか、このアンケート、障がい者、高齢者のアンケートも一度されたことがありますよね。そういうのをベースにして、これが、作成されたっていうことですよ。はい、わかりました。

会長 よろしいですか。それでは、●●さんからのご意見について、高齢者、障がい者の視点を十分に取り入れて修正を行うということで、事務局からさっき説明がありました。まず課題のところ書き加えをして、それを受ける形で方針へそれが反映されるということで、委員の皆さん、よろしいでしょうか。あと●●さんのご意見、あと詳細にわたるものがありますが、これらについてはこれらの記述の部分で、●●さんからのご指摘の趣旨で書き加えるべきものがあるかどうかは、事務局で精査していただくということで、いかがでしょうか。

委員 いいです。

会長 それでは、次へ進ませていただきます。3ページ目になりますが。

委員 済みません、議長。これも説明を事務局からやっていただくと同じことを読み上げられるので、時間の関係もありますから私からポイントだけ参考程度お時間いただいて。ポイントと思われる部分と、それから私これを事務局にお出したのが11月10日ぐらいだったと思うのですけれども、そこから幾つかの状況というか情報が入ってきてきて、この場で申しわけないのですけれども、補足をしておきたいというのが二、三点ありますので、それらを中心に五分程度、お時間をいただければと思います。

会 長 はい。

委 員 お手元の資料の3ページ、それから4ページかな、ここにまとめられていますけれども、これは事務局でまとめられた形なので。実は、間違いはないのですけれども、抜けている部分があります。ですから皆さん、審議に当たっては、これ議案の9ページ以降は私が事務局にお出しをした全文ですから、ここをちょっとご覧いただいて、補足だけしていきたいと思っています。

私は基本的に、今回の都市マスタープランはよく練られていて、総論的にはほとんど議論するところはないと実は思っているのです。ただ、先ほどの●●委員のご意見もあるのですけれども、やっぱりこういった都市マスタープランという形で、大きくやると当然ながら県のいろいろなプランであるとか、この市でもいろいろなここにいらっしゃる議員の皆さんもそうですけれども議論を積み上げられていて、端からガチガチに決まっているのですよ。ところが逆に、これを受けて実際に施行されていく場合に当たっては、受益者っていうか我々市民のサイドから見たときに、全体がよくわからない。この白井市っていうのは、これから先行き10年間、どんなふうに都市計画をつくっていくのだということが見えにくいという形になっている、たたまいになっている。一部さっきの話でノーマライゼーションの話からすれば、●●さんからの意見に関連するけれども、私が書いているのは実はその部分なのです。細かくは説明しませんが通番で、1番が「交通インフラの向上」、それから2番に「地球環境問題」と大上段に、これについても切り込みが必要だろうと、3番目が「地域創生に向けた都市計画のバージョンアップ」と、かなり過激な言葉を使っていますけれども。4番が、ちょっと「難民・移民対策」と書いていますけれども、4番は今日は触れません。これはちょっと、いろいろと論議があるので、問題提起だけさせていただきますだけだと思います。

まず「交通インフラの向上」というところなのですけれども、これはここにいらっしゃる●●議員も、いろいろとご意見がおありだと思って、後ほどまた出てくると思うのですけれども。私が一番この北総線の運賃問題について危惧しているのは、どうも北総線のこういったいわゆる民間の企業に対して、補助金を出すというところだけになっている、少なくともそこが中心になっている。それも確かに大事なことなのだけれども、これは多分この地域だけの問題じゃなくて、印西市、それから隣の鎌ヶ谷市、一部は、船橋市にも関わってきますよね、北部の地域だと。

そうなってくると交通を利用する利便性ということも考えたときに、私の例をちょっと挙げたいのですけれども、私は3年前に民間の企業を定年退職していますが、それまでは東京の日本橋並びに渋谷まで通っていましたが、北総線を使って。20年ここに住んでいますからずっと使っていたのですけれども、こういう問題が起こります、要は北総線が高いので途中から会社の人事当局から乗りかえてくれと。北総線は高いから基本的に東松戸で

JRに乗りかえて、わざわざ京葉線に入っていくわけですから東京まで。そうすると、どうい
うことが起こるかという、京葉線は、結構風とか雨に弱いのですよ。すぐに運休する。
それから、あそこは浦安に入ってくると、今度はディズニーランドの乗客がめちゃくちゃ
入って、遅れるとか。いろいろな問題がある。しかも私が十数年前までは、6カ月の通勤
定期って23万円かかったのです。恵比寿に行った場合は28万円かかっています。それ
が途中で乗りかえると、どのくらい安くなるかといったら、せいぜい2、3万円なのです。
私はいやだから、北総線をそのまま使いました。そのほうが10分ぐらい違うので、だか
ら2、3万円を補助してもらえばいいと思ったのだけれども。少なくとも北総線の運賃に
ついては既に5%の割引がされていますよね。

私が主張したいのは、この残りの5%を引き下げるための方策を考えていただきたい。
そうすれば、そのまま北総線を使って、真っすぐ押上から渋谷に入っていける。あそこは
半蔵門線も入っていますからね。すごくいいのでね。だから、そういった意味でも、運賃
の補助っていう観点で、ここは備考のところはずっと書きましたけれども、例えば定期券
とか回数券、一定の補助が多分、金額で言えば私のケースで23万円について5%ですか
ら、約1万ちょっとですけれども。月額、それぐらいの補助がいただければ、そのまま乗
っていけるのですよ。この辺は、また意見を出していただいて。そういうことも、考えた
らいかかなというのが私のポイントの一つです。

それから、その次に、これは2号議案に書いています22ページの、公共交通のネット
ワークですけれども、これ梨バスの問題ですけれども、究極的にこの梨バスっていうのは、
無料化の方向で考えたほうがいいだろうと。これ、できるかどうかは別ですよ。ただ方向
性としては、そういう方向をきちっとやった上で、手順を踏んでいくという、実は、事実
関係を調べていませんけれども、全国の市町村の中では、こういった地域のコミュニティ
バスというのは、無料にしているところもあるように聞いています。したがって、やり方
によっては、そういうことも出てくる。そうすると今、最低ハンディキャップの方につい
ては50円ですか、かかっていますけれども、あれも全部無料。こうなってくるといろい
ろな問題があるけれども、これが一つの方策だろうと。

その前提になるのが多分、稼働率をいかに上げるか。今日も実は1時過ぎのバスに乗っ
て、ちょうどこの会議に間に合ったのだけれども、乗っている方はほとんど数人しかいな
い。この状況の中で無料にしたからって、それじゃどれだけの利便が向上になるかって難
しいでしょう。ここの問題は、旧来の白井地域の方は別にあるのかもしれないけれども、
ニュータウン地域にいる方というのは、基本的にマイカーをたくさん持っている方なので
すね。ところがマイカーと言ったって、お父ちゃんがほとんど通勤以外のときには、ほと
んど駐車場に置いていただけです。だから、このマイカーを何とか削減する方向を考え
たほうがいいだろうと。これは次の問題にも絡んできますけれども。いろいろな方策があり

ますけれども、例えばここにカーシェアリングを入れていくとか、いろいろなことも出てくるかもしれない。そういうことを含めて、ぜひこの無料化の方向性を確認して、できれば手順を踏みながら、どういうやり方が方策としてできるかどうか、これを検討していくのがいいのではないかというのが大きな1番目の後段の部分のところですよ。

2番目のところは、ISO14000 シリーズという認証基準、これは全国で白井市が98年ですか。だから平成10年、一番最初にやったのですけれども。ところが今、確かにこのまちはごみ問題、要はごみのゼロ・エミッションについては、ものすごくよくできていると、私はすばらしいまちだと思っているけれども、これで終わっちゃっているのですね。カーシェアリングの問題とか、排気ガスの問題というのは、取り組みが、どうもこの都市マスタープランを見ても見えてこない。これは大きなポイントだと僕は思うので。例えば、景観の観点から言うと、「梨の泉」の問題とか、いろいろな問題があるのです。ここに書きましたので、あえて言いませんけれども。こういった問題を含めて、景観をよくするという観点からも、もう少し考えるべきときに来ているのではないかというのが、2番目の大きな柱です。

あえて3番のところだけ行きます。3番のところは今、例えば8月からやっとJA印旛さんと市が補助金を若干入れながら買い物弱者対策のために、もう一方では地産地消という観点から移動販売車を入れて、いるのです。ところがほとんどお客さんは固定してしちゃって、しかも単価が若干高いものですから、なかなかそこに利用する方が少なくなっている。これは、はっきり言うと、もっと抜本的に考えなければならぬ時機にきている、そこで第2やおパークの開設とか書き込みましたけれども、そういった問題とかですね。

20年前に当地に転入して来たときに、あの駅前にはあそこ市場だったのですね。あれ、ものすごくよかったです。なぜ、あれが撤退したか、よく知らないのだけれども、ああいうものをつくってしまえば、わざわざ専用販売車で商品を移動販売するのではなくて、バスを仕立てて各団地を回って、そこで買い物客を拾って持っていく。で、まちのところで買ってもらって、それで持ってくる。こういう手順をとれば、もっといい形になる。これは私が言っている、バージョンアップです。

最後に、このバージョンアップのところが一番大きいのは、ICTです。これ今、千葉市はよく取り込んでいて、全部が千葉市じゃないのだけれども。千葉市の取り組みの中で、「ちばレポ」の話とか、議員の皆さんご存じだと思うのだけれども、このICT、言ってみればフィンテックもそうですけれども、ここをもっときちっと活用できるようなことをもっと基本的に考えて、これを若干都市マスタープランとは少し違うのです。まさに【竹内】委員が言われている、ソフトの問題と言われたら、それまでかもしれないけれども。このあたりのところをもう少し頭に置いた上でやっていく。

今、千葉市でやっているやつは、特区を使ってドローンを入れたでしょ。あのやり方を

ここで、ぜひ白井市でも試行的にやってもらいたい。特区の問題をもっとしっかり考えていただいて、やってもらう余地はたくさんある。民泊の問題も同じです。こういうふうに、いわゆるシェアリングエコノミー、これをもうちょっと抜本的に考えていって市の大きな方針に打っていけば、全国に対しても14000シリーズだけじゃなくて、もっとインパクトの強い都市計画になるのだろうというのが私の意見です。ちょっと、早口で済みません。以上です。

それから、もう1点だけ、この資料の私が書いたそのあと、難民対策の下のところに、なお書きに書いた部分、これは「修正」要請なので、ちょっと書き方が悪かったので、事務局では先ほどの整理のところを書いてないのだけれども。私は民間の分譲マンションの管理組合の役員を過去にやっていたので、一番嫌だったのは、この議案の29ページに書いてある成熟したニュータウンの対応の中で、2項目あるのですね。これが、まさかこういった問題を市が音頭を取ると思わなかったから、基本的には管理組合が主体でやるべきなので、あくまでも市は支援だと思っております。したがって、ここはぜひ一部の文言は修正、この方向で修正をしていただきたい。要は支援色を強くして基本的には各管理組合、もしくは自治会でもいいですけども、そこが主体になって取り組んでいく。そういう姿勢にしないと、市が全部やってくれるっていう話では、とんでもない話になると思います。以上、ちょっと走りました。よろしく申し上げます。

会 長 どうもありがとうございます。それに対して、市側の対応を案、お願いご覧します。

事務局 それでは、資料3ページの右側、意見に対する市の考え方をまずご覧ください。冒頭部分ですけども、都市マスタープランは、個別の施策、施設計画等に関する事項の羅列ではなく、市が定める都市計画の指針となるものです。都市マスタープランの策定により、都市づくりの全般の基本方針が明確化し、今後それを法定都市計画の決定や整備事業の実施などの施策展開を図ることになります。

今回いただいた●●委員のご意見は、都市マスタープランに位置づけのある方針を四つの起案項目に集約して、検討する事項までご提示いただいております。

それでは議案書の22ページ、都市マスタープラン（案）の22ページをごらんください。第5章 分野別の基本方針 5-2 都市施設に関する整備方針です。ここでは都市施設に関する整備方針としまして、交通体系の整備方針、公園・緑地の整備方針、河川、上下水道等の整備方針、その他の都市施設の整備方針の22ページから28ページですね。それぞれ分野別の整備方針をまとめています。

また11ページをごらんください。4-2 都市づくりの戦略プランになります。具体的な施策展開のため三つの戦略プランを定めています。暮らしやすい都市づくり、緑が包む都市づくり、拠点がつながる都市づくり、こちらを定めまして、10年間の集中的な取り組みとして示しております。

なお、●●委員からご指摘いただきました、四つの起案項目に対応する戦略プランにつきましては、1. 交通インフラの向上については、都市づくりの戦略プラン3、拠点がつながる都市づくりで、2. 地球環境問題の更なる切り込みについては、戦略プラン2、緑が包む都市づくりの中で、3. 地域創生に向けた都市計画のバージョンアップにつきましては、戦略プラン1及び戦略プラン3での対応で、4. 外国人の移住受入と移民・難民、こちらは長期的なというお話がありましたけれども、もし都市計画として対応するのであれば、戦略プランとしては、戦略プラン1. 暮らしやすい都市づくり、での対応と、このように考えております。そのため、「既記載」という考えとしています。以上です。

会 長 事務局側は「既記載」ということですが、これについて読めば読めるみたいなのところもあるので、むしろこの場でなくてもいいのですが、この部分の文言はこういうふうに具体的な提案を事務局へ出してもらって、それを検討するとか。全体の考え方として。

委 員 それでもできます。ただ、個々のワーディングはともかくとして、多分、事務局が言われているのは、ここに書いてある基本は全ての項目、私が少なくとも起案させていただいたこの観点から網羅されていると、こういう説明ですよ。ところが、私が書いたこういう視点から果たしてそういう読み方は、僕はできないと思っているのです。だから、あえて書いたのです。

この書きぶりは、各論に落とし込むというよりは、さっき●●委員さんも同じなのだけれども、やっぱり基本理念のところ、確かに私の表現はちょっと過激だから「交通インフラの向上」はともかくとして、「さらなる地球環境問題に切り込み」とか、こう大上段に書きちゃうと、すごい誤解を生じるとあえてわかった上で、この場で意見をいただきたいわけ。議論をした上で、この中でワーディングは幾らでも私はやりますから、その論議よりももう少し大きなところで、こういうくり方、特に1番目の「交通インフラ」のところは、●●議員も特に一番ご承知のところだから、後ほど出てくるところがあるもので、そこをバッティングする部分と、ちょっと違う意見が当然あるわけでしょう。そういうところで、話してもらいたい。ぜひ、議論を進めていただきたい。そこで納得できるのであれば、この議案を私は別に外しても別にかまいません。

ただし、事務局にお願いしたいのは、さっき私が欄外にお送りした二つのワーディングの修正。これは明らかに対案と出していますけれども、これは審議をお願いしたい。お手元にある資料にも入れていますから。表の下のなお書きのところ、ここについては、よろしくをお願いします。

会 長 はい。●●委員のご意見について、ほかの委員から、いかがですか。●●さん。

委 員 済みません。ちょっと確認としましては、一応市議会としてとか福祉をまず無視したとか、そういうふうな話ではございません。ただ私は若い世代の代表として、逆に出ていってしまっている世代の中で、逆に若い世代というのがないがしろにされた感じの印象だと

か、あともう一つは漠然的な不安がございます。と申しますのは、福祉の負担の問題も、もちろん大事です。しかし、これを若い世代の負担が今後どんどんとふえていく中で、漠然的な不安を抱いているということもご理解していただいた中で、なかなかちょっと私たち市議会側も見えてないということも、ちょっと私も入りたてなのですが、そこはやっぱりちゃんと広報してやっていきたいなということと、あと2点目として、北総線の問題も私個人としても例えばの話ですと、都営線では他社のクレジットカードを買いまして、クレジットカードを買うというだけでもポイント還元として1%か2%、先ほど5%分やるということを私個人としても提案しているところがございます。これをどうやるか。

あと民泊に関しても、実は次の一般質問のところでもやろうと思っているところで、御存じと思いますが、実は白井でももぐりで民泊をやっているところが既に何十軒もありまして、それを法でちゃんと引いた上でやっていくという、むしろこの現実を見た上で変えていくということはなかなか文言を変える以上に実は、なかなか対応というのが早くしなければいけないという、もちろんそのご意見もわかります。なかなか、そういった中で、ちょっとやっていたのですが、一つだけ補助金となると、この以前の選挙からの取り組みの中で確認したのが一つ、これは税金を投入するということに対して私が入る前、大もめになって、結局出さないということになって、それで基本構想の特別委員会の話でも、じゃあ市として何をするかといった場合、じゃあ補助金を出さないという結論を出したというのだから、それはゼロベースにして戻すのかということに対しては、具体的な回答がちょっといただけなかったところでして。

委員 補助金というのは、あくまでも北総線に対して補助金の話でしょうか。そうじゃないですか。

委員 はい。これは補助金の話で、北総線の問題で。といったところになるので、それもじゃあゼロベースでというところを確認したく今、質問を。

委員 ゼロベースとは、言っていません。並行的に検討する視点として、こういう観点も盛り込んでもらえば少なくとも交通を實際、住民に私みたいな通勤客もいるわけだから、現実にはいたわけだから。今も現実にはいますよね。北総線を使って朝通勤する人、たくさんいますよね。

委員 僕もです。

委員 その人に対する利便性の向上という観点からすると、少なくともここにある都市マスタープランの中には、さっきの22ページに書いてある交通体系の整備方針の中には、北総線が増便だとか、スカイアクセス線の停車であるとか、特急便の増便とか、そういう具体的な制限列挙とは言いませんけれども、なお書きで具体的なイメージとか書いているけれども、こういう観点から読み込めないと私は申し上げているのです。だから、もうちょっと広く見えるような形、例えばこの文言についてはね。もうちょっとそういうふうに、こ

こで皆さん、ある程度のところをやるのであれば、こういったことも考えられるのではないかと書いていただければ、それで十分だと。

委員 済みません。先ほど、制限列举と言いましたか。などと言いましたけれども、私、例示列举と言うべきであるとは。

委員 申しわけございません。

事務局 北総線の関係については、このあと●●委員から意見をもらっていますけれども、運賃対策という文言をこの例示の中につけて、修正を加える予定でございますので、運賃対策として●●委員さんが言われたところで、含まれるのかなというように考えております。

それともう一つ環境問題については、市の前期の基本計画がございますけれども、この基幹計画に環境自然という分野は、環境基本計画というのがあるのですね。都市計画は、都市計画と交通関係で基幹計画として都市マスタープランをつくっていますけれども、全て計画は多少リンクはしてくるのですけれども●●委員のおっしゃる地球環境問題、これは環境基本計画の中に一つの項目として加えて計画の位置づけを修正しています。ですから、そちらに記載をされているということで、あくまでこの都市計画のマスタープランについては、関連はしますけれども具体的にそこまではうたわないで、ほかの基幹計画で具体的に示していますということです。

委員 ちょっと説明がよくわからないのは、先ほど●●さんから指導を受けたのだけれども、制限列举とは言わないけれども、少なくとも例示で記載している中のレベルまで、落とし込んでいるかどうかなんです。私は、実は総合計画を全部読んでいるわけではないのだけれども、私が書いている中では、排ガスを削減するという観点から、例えばカーシェアリングという言葉は入っているのですか。少なくとも文言に入ってなくても、そういう認識があるかどうか、そこをまず確認したい。それから、景観対策というのであれば「梨の泉」というのは、ずっと止まっていますよね、今はっきり言って。どうして止めたかは、恐らく経費の問題だと思うのだけれども。やり方によっては、駅前で今度、ホワイトフェスティバルですか、やるのでしょ地域創生で、来年の3月に。ああいうことも含めれば、梨の泉が何で復活しないのか全くわからない。少なくとも一番暑い40度に近くなるような、ああいう時期とか駅前夏祭りをやっているときとかに限定するなど市が主体でやっている、そういうときぐらいにあそこを稼働させたって全然問題ないし、そんなに経費はかからないと思うのだけれども。それとか、南山公園の噴水装置も同じです。あそこもずっと休止状態です。私の住まいの近くではそういうところがあります。

そういうところが具体化できて論議をして、それが少なくとも議案を読んだときに、わかれば僕は何も言いません。ただ、そういう認識があるかないかっていうところまで確認できないから、僕は申し上げているのです。市会議員の皆さん、そういった論議に参画されているから、これはもっと的確なコメントをいただけたらありがたいのですけれども、

どうですか。

委員 交通分野のことで言いますと、これ私の手元に分野別個別計画の体系図というのが、これは（案）で、まだ案の段階ですけれども、これを頂点にまず白井市総合計画というのがあります。その下に分野別の計画というのが基幹計画、一番大元のところがあって、その下に分野、政策レベルとか、事業レベルとか、さらに下部の計画というのは降りてくるのですけれども。分野の中で、健康、福祉、学習教育という中で、都市交通というのがありまして、これ都市交通に関して交通にかかわる部分は、ほとんど都市マスタープランの中で消化されるような話なのです。ほかには、都市計画に関しては、道路整備基本計画とか、緑の基本計画とか、より下のほうに行く個別計画というのは存在するのですけれども、こと交通に関してはそういったものがない状況なのです。

そうした中で、都市マスタープランの中である程度交通に関係する施策ですね。例えば、交通の中でも弱者に配慮したものとか、あるいはそういった運賃の問題だとか、あるいは自転車とかに配慮するとか、ある程度具体的なところまでうたわないと、これは不足するのではないかという気が私はします。これは体系的な問題が一つあるかと思います。そこを含めて、もう少し具体性を持っていろいろ文言を入れていってもいいのではないかなと考えます。

委員 だから今の話で、直近でもこんなたくさん新聞の資料なんかありますけれども、例えばハンディキャップをお持ちの方で例えば目の不自由な方に対して、ようやく全国で長野県からスタートしたタンDEM車、2人乗りの自転車の問題。これが、市の条例を変えることによってできるって現実に動いている。2015年、要は今年になってから既に三つの都市で前橋とかで出ているのです。だからこういうのは、まさに大きな市の施策、総合計画で謳うのが僕は正しいと思うのだけれども、そこは審議済みと言えればそれまでかもしれませんが、こういったところでタンDEM車の自転車についても公道で運転することが可能であれば、目の不自由な方を後ろに乗せて、この白井というのは道が、通学路だとか、なかなか道幅の問題があるかもしれないけれども、自転車専用道をつくるのであったら例えば、こういう視点も入れるとか幾つか考えられると思うのです。

それから僕は、さっきの民泊の問題。私も研究していて、印旛保健所にもこの前確認を取ったけれども、その問題をもうちよっと時間を置いたほうがいいと思っている。ただ、千葉市が考えているドローンの試行的導入の問題です。あれは全国紙にも報道されましたが、白井市というのはほとんど駅前地域だけが航空法上の規制がかかっている格好で、ほかのところは全然かかっていないのです。だからやり方によっては、例えば私のマンションなんか膨大な団地の駐車場のスペースがあるので、あのうちの何台分をとってドローン専用の発着場にしたらとか、それぐらいのことを、実は民間でもやりたいと思っているのです。これは千葉市だけの話じゃなくて、ここだって例えばやおばあくで今、さっきお話

ししたように移動販売車をやっているじゃないですか。あれを産地直送でドローンを飛ばして、どこかのやおばあく、第2やおばあくでもいいけれども、そこにまず持ってきて、やるとかね。こういうような、いろいろなことを縦も横も斜めも、いろいろな政策を絡ませていけば、もっといいまちづくり、さっき●●さんが言われたようなそういった弱者対策という意味でも、もっと一歩。それを私は、バージョンアップと言っているのです。そういう観点で、少し考えていただけないかな。そのときに一番いいのは、本当は総合計画の中で反映してもらうのがいいのだけれども、そこがなかなか難しいのであれば、少なくとも都市計画の中ではそういった趣旨を生かすような論議をぜひ交わしていただきたいなと思います。

会 長 ●●さん。●●さんが、先に手を挙げていたので、済みません。

委 員 いいです、どうぞ。

委 員 今、●●さんがおっしゃったような問題点は今度、実施計画に入ってくる課題だと思うのです。そのあたりでクリアにして。ただ今、話は飛ぶのですけれども、ここまで明確にしていくことは一方、市の財政がこの5年間で5億節約しなきゃならないって、はっきり言っているのです。これは全国的な問題なのですから。そうなったときに例えば、よく考えてもできないようなことをここに書き込むことは、ちょっと私もそれは反対なのです。だけど、そこも含むような文言、それはいいと思うのですけれども、あんまりクリアにしていくのはちょっと厳しい状況になるかなというふうに思うのです。そこを今回の総合計画の言わんとしているのは、行政ですよ、私じゃないですよ。行政が言っているのは、あれもこれもではなく、ちゃんと的を絞った戦略型で行こうというのが行政の考えなのです。だから、そのところと、この都市計画のところはどうリンクしていくかというところをきちっと整理しながら、まとめていったほうがそこはいいと思うのです。だけど、交通は絶対必要ですよ。

委 員 せっかく●●委員からいいお話があったので、僕はだからそれは前に既にお話をさせていただいて、前回の第3回の審議会の一番最後に基本的に総合計画とか、ほかの審議会の動向、よく地域創生もそうだけれども、きちっとやる。その中で、はっきりもう一つの柱としては、さっき●●委員が言われた行政改革。ここの部分が一番難しいのです、はっきり申し上げると。さっきの梨の泉の問題だって多分、そういう延長がずっと過去から来ていたと思うのです。

ところが、誰かがこれをきちっと言って本当にそれを優先順位、もしくは費用の問題をきちっと積算するための基礎資料をつくれるかどうかという観点で考えないと、あれもだめ、これもだめで全部潰していったら先に全然進まなくなる。今、まして国が挙げて地域創生とか、いろいろなことを今までの特区もそうですよね。いろいろな枠組みをある意味で外しながら、やっていける余地ができつつあるし補助金も出すと言っているわけだから、

その機会をつかまえてもっと広い意味での意見を集合していったら、その上で優先順位をつけながらやっていく。これが大事だと思うのです。僕はそういう観点でお話ししているので、全く思いつきで全部出しているわけではない。そこだけはちょっとご理解いただきたいと思います。

委員 わかっています。

会長 はい。どうもありがとうございます。ほかに、いかがでしょうか。●●さん。

委員 ちょっと、どこからお話を申し上げていいか、あれですけども。今、●●委員から具体的に、梨の泉という話が出たのですけれども、あそこをまた動かしたら稼働させたいだろうということ。これは実は市議会の議員の中でも、あれを再稼働させるのはっていう、こういう話も実際に考えている方はいらっしゃいます。全く考えていないわけではなくて、そういう方もいるということは、ちょっとご理解いただきたいなということです。

それと、今ここで白井市の都市マスタープランをやっているわけですけども、この中にいろいろなものを盛り込めれば、これにこしたことはないのではないかなとは個人的に思いますけれども、先ほど●●委員からもありましたけれども基幹計画があって、その下に今度各部門の部門計画というのがあって、細部にわたってはそういうところで今後の計画を立てていくというようなスタイルになっているということは、ちょっと●●委員にもご理解いただければと思っているところです。以上です。

会長 どうもありがとうございます。いかがでしょうか。よろしいですか。●●さん。

委員 同じ同僚議員ですけども、それはご理解いただきたいところですよというのは、執行部の言う話です。

委員 議長、済みません。ここにいろいろ、●●委員が細部にいろいろなものを起案しております。そのあたりに関しては、やっぱり実施計画とか個別計画等で入っていくというふうに私どもも執行部からは以前、説明を受けているということは理解していただきたいということで、そういう意味です。以上です。

委員 私はこういう性格だから、物事を文章にまとめるのが好きなので、こういうふうによっちゃって、本当に●●委員みたいに流麗な文章で僕は書けないから、柱しか書いてないので誤解を生じる部分があることは理解していただきたい。しかも私は38年間、民間の損害保険会社にいまして、今までの論議は逆に民間のほうがもっと先行してやっているのです、いろいろな意味で。重層的に。その上であえて僕がお話ししたいのは、このマスタープランって10年拘束される、そういった大きなプランなわけじゃないですか、総論的な議論はそうかもしれないですけども。だとしたら、誰かがそういう発案をして、いいかどうかということを論議の俎上にしていただきたいと僕は言っているわけです。それをまず、この審議会でやって、これはさすがに●●が言っているのはお前、無理だよと、金考えろよと。こういう意見も当然あるでしょう。それから、こんなこと言ったって千葉市は、

先にやっているだろうと。それじゃ、あそこがやっていて1年やったらどうだと。撤退するかもしれない。こんな話もあるかもしれない。ただ、これはやってみないとわからない場合があるじゃないですか。

僕がさっきお話ししたように、行政改革は当然念頭に置いておかないといけないのだけれども一方では今、国が挙げて石破担当大臣がやっているような地方創生であるとか特区であるとか、こういうことをやろうとしているわけだから、市も同じように補助金とか商品券で大量に売れ残っていたっていったら怒られちゃうけど、あんなやつをやるぐらいだったら、交通対策に予算を持ってくるとか、たくさんやり方があるじゃないかと僕は言いたいわけです。

せっかく、こういう場をいただいたから、そういう意見をきちっとやってもらって、●●さん、こんなこと無理だよと言ってもらうのは、僕はそれでありがたいのです。じゃあ、そうじゃなくて、こういう考え方があるとするば、さっき●●さんが言われたように、ぜひこの場でももう少し論議をして、例えばできるものから、この10年の都市マスタープランに少しでも文言的に頭出しするとか、いろいろなやり方があるじゃないですか。こんな民間では、幾らでもやっていますよ。それをやってほしいというところで、あえてこういう文章をぶつけたということだけは、ちょっとご理解いただきたいと思います。

会 長 ●●さん。

委 員 先ほど事務局の方から環境問題、低炭素のことについては環境計画があるからこちらでは大雑把でいいみたいなことをおっしゃっていたのですが、国交省の資料に低炭素対策についてまちづくりが基本だということを言っているのです。都市計画によって、環境問題を解決の近道になるということは出来る。なので、それについても、もっと考えて、マスタープランに盛り込んでいただきたいと思うのです。

会 長 どうもありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。もし、よろしければ、ちょっとここら辺で、まとめさせていただければと思います。●●さんからいただいたご意見のうち、交通インフラの向上について北総線は、このあと●●さんのご意見もあるので、ちょっとそれとあわせて再検討したいと思います。あと、バス、自転車、カーシェアリングについては、自転車については自転車のネットワークというような書き方がしてありますが、もう少し踏み込んで書けるのかどうか、それからバスのこと、それからカーシェアリングのことは、どこかに書いてあるのかな、ちょっと見当たらないのだけれども。割とこれから、もし白井市がそのつもりがあれば今の段階できちんと位置づけておいたほうがいいなと思いますので、検討してください。

それから地球環境問題は、これは●●さんの具体的な個々のご意見というより、むしろやっぱり地球環境問題を抛出しマスタープランでもしっかり受け止めていくよというあたりが、どこかにあったかなというので、もう一度割と基本ベースになるところなので願

いしたいと思います。

それから地域創生のことは、これはちょっと宿題みたいな感じにしておいてもいいでしょうか。こんなまとめで、どうでしょうか。

委員 いいです。その方向でぜひ、できるところから一つでも文言を追加していただくとかいうことを事務局並びに会長にご議論いただいて、そういうふうにやっていただければよろしいかと思います。

会長 はい。それから、13ページの「なお」のところで、分譲マンションの問題ですけども、これは●●さんの提案はごもっともだなと。あんまり市が前面じゃなくて、やっぱり管理組合、住んでいる方たちが主役で、それをバックアップするよという文章にしてはということなので参考にして、それは組み込んでください。

事務局 はい、そうですね。記載の今の部分でございますけれども、基本的には私どもも、こういう支援の観点で書いたつもりではおるのですけれども、確かにちょっと言い過ぎかなという気はしますので、その件についてはちょっと検討させていただきます。

委員 あんまり時間をとるつもりはないですけども、私の実務的な経験を言いますと、今、ここの建築指導課を中心に千葉県マンション管理士会、こことパイプをつくって問題意識を持ったマンションの管理組合に対しては、そういったマンション管理士から例えば大規模修繕工事であるとか、いろいろな相談の窓口を調整をさせていただいているというのは存じ上げているのです。

ところが千葉県マンション管理士会って、やっぱり実態は、傘下のマンション管理士の一部で問題があって、そのためにもう一つ上の上部団体に直接話をしたりですとか、いろいろなことを聞きながら試行錯誤しているのが実態です。議案のこの部分については、あまりにも市が主体になるような書きぶりは少し控えていただいて、あくまでも主体は民間のセクター、これが中心にやっていく。そのときに市として、いろいろな補助金制度をお持ちだから、それを大いに活用させていただく。もしくは当然我々だけ一民間団体だけではできないので、当然ながら市民活動支援課などを中心に、横のパイプづくりとか横の意見交換会、これをぜひやってもらいたい。そういう意味でぜひ、その辺をちょっとお含みおきいただきたいと思います。

会長 はい。どうもありがとうございます。●●さん。

委員 休憩をちょっとしていただけますか。

会長 そうですね。大分、時間も経過しましたので、ここで一旦休憩をとります。

(休憩)

会長 それでは、再開します。きょうの資料の5ページ目になりますか。●●さんからのいただいたご意見と、それに対する考え方ということですが、これどうしますか。●●さんから説明していただけますか。

影山委員　この私の意見としては、大きく二つございまして、まず一つは、バスに関する項目。二つ目は、鉄道の部分についての修正です。鉄道部分の修正については、やっぱり北総線の高運賃の問題が地域の活力の足を引っ張るということ。これはもう、白井6万市民が共通して思っていることなので、これを触れずに交通体系を語れるかということ、今回これは修正するということになりましたので、ここでは大きく説明はしません。

問題は、バス待ち環境ですね。これはかなり具体的な書き方をしました。市の財政がいろいろ乏しい中で、具体的に真っ先に取り組むのは何だろうかと思ったときに、バスの移動の中でやはり鉄道駅とは違って、バスの路上での雨ざらし、吹きさらしの中で待つような、そういう環境の改善から、これを突破口にしてバス全体の改善につなげていきたいと考えています。これを行うことによってバスの利用者を増やして、さらに次は増便とか次のステップに持っていききたいと。

特にこれをバス待ち環境を特出したのは、白井市内の中で、やっぱり高齢化、バスの利用者というのは高齢者が多いですからね。それとあとバリアフリー、あるいはユニバーサルデザイン的な、そういった障がい者に対する福祉的な観点、これらから物理的な担保を最優先にするべきだろうということで、あえてこれを入れ込みました。交通体系の中で交通体系の話は、ある程度ちょっと具体的なところ、もう少し触れていってもいいのではないかなとも思った次第です。先ほども私が申し上げましたとおり、総合計画の中で都市マスタープランがいわゆる交通部分のかなりのところ、分野施策とか事業レベルまで行くのでしょうから、結構、細かいところまでしゃべられているようなところがあるので、これぐらいの具体的な項目は追加してもよからうという思いもあります。以上です。

会長　どうもありがとうございます。じゃあ市側の考え方、簡潔にお願いします。

事務局　それでは、●●委員からもいただいたご意見ですけれども、こちら書きつぷりといいますが、市の都市マスタープランの記載のレベル間の意見の相違ということのかなと思います。市としましては繰り返しになりますけれども、都市マスタープランは個別の政策、施設計画等に関する事項の羅列ではなく、市が定める都市計画の指針となるものだということです。

今回の件につきましては、都市マスタープラン案の22ページ、議案の22ページをごらんください。5-2-1 交通体系の整備方針になります。こちらの(1)基本的な考え方の中で、誰もが安全に移動できる空間と自然環境に対する配慮を目指します、としております。青枠の丸の2番目、市民が移動する際の利便性の向上と公共交通網の充実、としております。

(2)基本方針 2)の公共交通ネットワークの①のバスの項目。こちらの二つ目 本市が運行している循環バスについて、交通弱者等が利用しやすい運行内容など、利便性の向上を図る、と記載しています。

そのため市としては既記載と、●●委員からはご提案をいただいた具体的な項目については、既記載と考えております。

会 長 以上ですか。修正部分は。

事務局 すみません。あと②番のご意見ですけれども、こちらは資料の5ページの下をご覧くださいいただけますか。読み上げさせていただきます。

今回いただいた②のご意見につきましては、第5次総合計画（前期基本計画）で対応しており、下記のとおり修正をいたします。下線部ですけれども、「北総鉄道の北総線運賃対策」と、この北総線が誤りですので、「北総鉄道の運賃対策・増便及び京成電鉄成田空港線の白井市駅内の停車云々」と、文言として修正をいたします。以上です。

会 長 ●●委員からのご意見と、それに対する市の対応を説明していただきましたが、ほかの委員からいかがでしょうか。

委 員 この二つの問題も、先ほど議長が整理していただいたとおり、私が先ほど起案させていただいた要望と直接関連する項目なので、若干先ほどの補足ですけれども、この2点について私の意見を申し上げます。1番目のバスについて、確かに私も週に三、四回は使っていて、この審議会も多分、事務局で私が使うことがわかって時間の設定をいただいているのではないかと実は思っているのですけれども。雨除けとか、ベンチの設置って確かにいいですね。私も、そう思っています。

ところが、この問題の本質というのは、そこにあるのかなど。確かに先ほどお話しした行政改革の観点からするとなかなか難しく、そんな大風呂敷をひろげることも多分できないのだけれども、私はこの問題のポイントは、やっぱりこの都市計画でやるのであれば、ストレートに無料化と書くのはちょっとやや乱暴かもしれないのだけれども、方向感を出してほしいのですよ、はっきり言うと。そうすると、●●さんのご意見は僕はよくわかるつもりなのだけれども、私がそこに少し書いているのは便乗の増便とか、それから停留所を増設するとか、いろいろなこと回数券の割引。これも今、会長がハンディキャップの方が若干いろいろありますけれども、この割引率の問題もあるかもしれないし、それから定期券という発想がないので、もともと通勤のところに使える方がいらっしゃるかどうか私は、別に調査をせずに書いたのだけれども。

こういうベースを考えたときに、ベースにあるのは先ほどの繰り返しになりますけれども一番大事なのは、コミュニティバスがいかに有効であって稼働率を上げるためにどうするかという論議をしない限りは、こういった論議につながっていかないと思うのです。そのときの方向としては、私は環境対策とかみ合わせて、排ガス規制の問題とか、いろいろな問題があるわけだから。今、マイカーは特に規制する、少なくとも規制という言葉はちょっと語弊があるかもしれませんが、少なくともそういう方向から、環境に優しいような交通体系にするというような書きぶりにして書いていけば、おのずからその流れと

して●●さんが書いている、こういった問題に帰着するのではないかと。こういう流れのほうで軟着陸するのではないかというのが、まず最初の問題です。

それから2番目の問題は、先ほどのこれも繰り返しになりますけれども、基本的にこの料金問題を高運賃是正というのは、かなりストレートな言い方で、これはいろいろと過去ご議論、市議会でもやっていらっしゃると思うのだけれども。この事務局で書いている運賃対策という表現が、私が少なくともお話ししたような、こういった利用者への還元策という観点が入り込むかどうかというの、僕はちょっと違うのではないかという気がするのです。もうちょっと表現、ごめんなさい。これ、見たばかりで対案をうまくつくれませんけれども、そういった利用者への還元策としては、ほかにも方法があるでしょうということを含み込む形で、何とか汗かいていただいて文章をもうちょっと広く、単に補助金というか運賃の問題だけではないよということを出していただくとありがたい。この2点、よろしく願います。

会 長 どうも。ほかに、いかがでしょうか。よろしいですか。●●さん、そろそろ退席のお時間ですね。今のうちに、言っておきたいことがあったら。どうぞ。

委 員 まだ、大丈夫です。私もやっぱり、北総線に関しての、週に3回は最低使っているユーザーでございまして、回数券の問題だとか、いろいろとございます。それとちょっと重複しますが、北総線の問題としては運賃を値下げするだけではなく、いろいろ問題としてやらなければいけないといったところがございます、どうしても市としてやるかどうかというプランになると、なかなか皆様の意見が市ではなく、この管轄がやっぱり国土交通省及び民間企業という形になっておりまして、市側としても交渉する側だといったところで、やっぱりそういったところは超えて、どれを全体的に言いましたらこの白井、私もちょっと今勉強中なのですが、全体的には値下げだとか運賃問題をやりたいという意見は皆さんがやっているのですが、どうしても各論と言いますか方向性でなんかちょっとバラバラになってしまった印象がありました。やっぱりそういったところで、そういうふうな話で、どうするかとなると、なかなか難しいところもあるのではないかと思います。

これは市議会とか、この前もやっていたのですが、決して避けていたというわけではないということは、私もユーザーとしてはそういうご理解をいただければと思いました。どうしても情報の何と言いますか、発信力といった形で私の力不足で、そういったところがありましたところをご理解した上で、やっていただければと思いました。

会 長 どうもありがとうございます。ほかに、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、まず1点目のバスの件ですが、バスの記述がやや、ややという言い方はおかしい、そっけないような気がするので、やっぱりバス利用者をふやすために、どういうことができるかというのを運賃の問題とか、それからバス待ちの環境の問題とか、そういったことも含めて検討するのだという、やっぱりその必要性というのは皆さん理解されていると思

うので、それを書き加えたらどうかなと思うのです。

それから北総線に関して言えば、運賃だけの問題ではないというお話もありましたので、両者の負担軽減で利用促進ということを図っていく方策を、きちんとこれから市としてできることをやっていくというような形で、ここのところをはっきり打ち出していただいてはどうかと思うのですが、いかがでしょうか。はい。では、そのような形で事務局、修正案の作成をお願いいたします。

それでは次へ進ませていただきます。6ページになりますが、●●さんからのご意見と、市の考え方ということで。竹内さん、お願いします。

委員 それでは皆さん、21ページを見てください。議案書の前の議案書のところ、21ページ。白井全体のゾーンがいろいろと分かれてゾーニングになっていますね。白井全体16号線が通っていて、その北側のほうは緑、南のほうがニュータウンというような、大ざっぱに分けるとそういう状況になっています。白井と言ったら、梨のまち白井、そういうことを考えていきますときに、やっぱり土地利用の方針としては緑住ゾーン、緑農ゾーン、これは非常に貴重なゾーンだと思うのです。

その背景にあることは、どういうことかと言いますと、平成26年度の統計調査によりますと、梨農家、平成元年のとき325軒あったものが、平成22年に229軒に減っているのです。ただ、土地を見ますと、農地という土地を見ますと、上が31.339アールに対して、21年は30.772アール。ていうことで、面積はそんなに変わってないのです。これはもう言わずもがな、耕作放棄地になっている部分があると思うのです。平成27年12月4日、国の与党から農家が耕作放棄地を農地中間管理機構、要するに農地バンクですが、そこに貸し付けた場合、固定資産税を半額にする方針を決めた。貸し出し期間は15年以上で5年間、10年以上で3年間。10アール当たり1,000円程度の固定資産税を半額に減税するということが新聞に書いてあるのが、きょうの資料の17ページを見てください。新聞のコピーをしてまいりました。

要は何を言っているかという、使っていない畑、要するに耕作放棄地をそのままにしないで、農地の中間管理機構に貸しますよと言うと固定資産税が安くなる。ただ、それをしないと農業委員会から、何とかしてくださいよということで逆に、その勧告にも従わなければ固定資産税は高くなる。そういったことなのです、端的に言うと。そういうようなことが、国のお達しで来ましたから、これはやはり耕作放棄地をどうしようかではなく、こういう施策が決まった段階で、単なる耕作放棄地を売る、今まで一般的に使われているのではなく、これは大きな問題だと。私は、一つの課題として取り上げなきゃいけないのではないかなと。

白井市はやっぱり、この緑を保全するという中で、こちらの資料の一番最後に、この方は農家なのですけれども、農家の人たちはいかにして次の世代に継いでもらうことができる

か努力し頑張っている若い人たちも多くいますと、ずっと書いてあるのです。要するに、農地を保全していくということは、死活問題になってくるのだよということを書いてあって、まさしくそうだなと。そういうようなことを考えあわせて、やはり白井にニュータウンの人たちも緑があってここへ越してきたのだという住民意識調査の中にもあるとおり、保全していくというのはそういった施策によってそういったものが、どんどん、どんどんなくなっていくなんでいったら、これ悲しいことなので、そういったことをもっときちんと市が支援していく、あるいはその支援といっても、どういうふうにリードしていくかというところを考えるならば、私はこの耕作放棄地の活用というようなことも大事な問題として入れておく必要があるのではないかなと思ったら、市は、いやそれは農業施策と連携した都市農業における緑を活用した空間整備の誘導と、ホワッと書いてあるのですね。これだと、その考えは幾らでも膨らむのですけれども、後継者がいないっていうのは歴然としているわけですから、私は今まさに話題になっている耕作放棄地の問題を、きちっと明記しておく必要性があるのではないかなというふうに思った次第です。以上です。

会 長 どうもありがとうございます。では、●●さん。

委 員 失礼します。

会 長 ●●さん。

委 員 意見ではなくて質問なのですけれども、●●委員に対して。最後に書いてある、土地利用方針に、この耕作放棄地の活用とお書きになっているのですが、土地利用方針というのはどういう位置づけなのか、わかる範囲で教えていただきたいのですけれども。

委 員 土地利用方針ですね。やっぱり農家の方が今、白井市が事務処理都市になったのですね。その前のことを話すと非常に長くなるのですけれども、今この私どもがやっている都市マスタープランというのは、都市計画法に基づいているのです。かつてここに、事務処理市になる前は、いろいろ乱開発があったわけです。せっかくのいい緑が、随分潰されていったわけです。それは将来考えたときにまずいぞということで、議会でもかなり問題になりました。おかげさまで事務処理市になったものですから、それからまちづくり条例もできましたから、かなりいろいろ規制はかけられると思うのです。

ただ、何と言っても土地を持っている人が一番です。私は、この土地保全したいけれども、死活問題だと。相続の問題とか、いろいろ出てくるときに、それを売ってしまうとか、いろいろな問題が出てくるのですね。だから、そういうことに対する指導というか農業委員会でも、ただ農地転用、農地転用だけではなく指導をして、やっぱり緑地を残す、耕作地を残すというようなところをこれからはきちっと指導していく必要があるという意味で、土地利用の方針の中にこういった大きな問題は明記しておいたらよいのかなというふうに、私は思った次第です。

委 員 済みません。今言われている土地利用方針というのは、例えばこの議案2の21ページ

に書いてある、これが土地利用方針図と書いてありますね。これを言われている、もっと別に文章化された方針というのが、あるのですか。

会 長 この上に①という感じで書いてありますね、21ページに。その部分にということだ
と思うのですけれども。そうですね、●●さん。

委 員 もう少しだけ踏み込んで、これ議員としては発言しづらい部分があるので、その辺オミ
ットしていただいてもいいのだけれども。●●委員がおっしゃられている発想というのは、
耕作放棄地の活用という観点を私も大体のところは同意できるというか、わかるのです。
ところが、これといわゆる農地バンクっていう、今政府自民党がやろうとしているこの
部分は、基本的に●●委員はこの方向性としては賛同されるのですか。それとも、これは
一つの方策で政府がやろうとしているから、それに乗ろうという、そういう観点で起案さ
れているのか。そこは。

委 員 いやいや。私はこのいい面もあるけれども、農家の人にとっては冗談じゃないよという
部分も半々だと思います。その利用部分のお金が出るから、それはありがたい。先祖代々
続いた土地をキープしておきたいから。でも、お金が入らないように、それを登録してど
こかに使ってもらって、それも一案かなと。そうすれば緑は残りますよね。だけど、もう
後を継ぐ者もないし、先祖代々の土地だけ、それをこの際私の代で処分しようという
ふうになってきたときに、そのあとのことを考えたら、やっぱりそこに一つの指導という
ものがあってしかるべきじゃないのかなと。

委 員 ちょっとこういう質問をすると、おしかりいただくかもしれないけれども、私は民間の
保険会社にいまして、後継者問題ってものすごく大きな問題を抱えていたのです。損保自
体が、何かというと、商品の販売を代理店に委託をしているのだけれども、一番中核にな
っているのが、独立代理店。要は、本当のプロ代理店と言われているところですね。ここ
はほとんどのところが後継者問題に悩んでいる、うまくいかない。いろいろなやり方をと
ったのだけれども。

そういうふうにと考えると、この後継者問題というのは別に農地の問題というか、農家の
方だけの問題ではなくて、生産者っていうのはいろいろたくさんありますよねメーカーか
なんかで。皆さん、やっぱり同じように後継者問題って悩んでいらっしゃると。そういう
観点から考えたときに、白井市の都市マスタープランの中に、もっと大きく後継者問題と
うたうのだったら書きぶりとか、出しているところでも、いろいろところがあるのではな
いか。そういう観点でのご議論って、意見ってないのですか。

委 員 いや後継者問題というよりも、農地の保全の観点なのです。あくまでも私は、グリーン
を残しておきたいと、自然を残しておきたい、畑を残しておきたい、というそういう思い
なのです。やはりその中で、ここにもっと積極的なものが入ってきてもいいかなと思っ
て、提案しているのですけれども。今日、その専門家でいらっしゃる先生がいらっしゃ

るので、ちょっとご意見も私は伺いたいなと思って来たのです。

委員 なるほど。

会長 市側では、これを「既記載」という形で判断したのですが、それを簡単に説明してください。

事務局 それでは、市の考えについて説明させていただきます。こちらにつきましても、議案書案の18ページをごらんください。5分野別の基本方針 5-1土地利用方針をごらんください。こちら(1)基本的な考え方なのですがけれども、先ほども説明したため省略をしますけれども、将来都市構造の実現を計画的に進めていくため、地域の特性に応じた土地利用のゾーニングを行います、と記載しています。

こちらの基本的な考え方を受けまして、隣の19ページ、(2)基本方針の表をごらんください。A、B、Cと三つ、Aで市街地ゾーン、Bで緑住ゾーン、Cで緑農ゾーン、こういった形で具体的な土地利用の方向性を示しますと記載をしています。

今回、竹内委員からご意見があったゾーンとしましては、Bの緑住ゾーンとCの緑農ゾーンに関することだと思しますので、20ページのBの緑住ゾーンをごらんください。緑住ゾーンは①から③の三つの地区を設定しております。そのうちの、①住農共生地区、こちらの項目をごらんください。そちらの一つ目、梨園などの営農環境の保全と記載しています。また隣の21ページ、Cの緑農ゾーン、こちらをごらんください。こちらは、主要産業である農業と共生する土地利用を目指すとともに、市民に開かれた空間としての活用を図ります、と記載しております。また、11ページ、こちらをごらんください。こちら先ほど再三説明しておりますけれども、都市づくりの戦略プラン、10年間の集中的な取り組みとして三つのプランを示しております。こちらの戦略プランですと、14ページをごらんください。都市づくりの戦略プラン2 緑が包む都市づくりです。こちらの(1)緑の風景の保全と継承の主要な取り組みの項目の一つ目、農業施策と連携した田園風景の保全、と記載しています。また(2)緑に触れる空間の整備の主要な取り組みの項目の五つ目、農業施策と連携した都市農業における緑を活用した空間整備の誘導、このように記載しております。

そのため市としましては、既記載と考えております。

会長 ●●委員。

委員 今、先生に、いろいろこういう状況下におけることを伺いたいと思っているのですが、農家の方々の話をちょっと伺ってみると、例えば耕作放棄地だってピンからキリです、面積が。その面積がさまざまな中で本当にこの中間管理機構というのが、この全てを借りるというわけではないと思うのです。やっぱり機構は、将来的に大きな企業やら何やらが魅力ある土地として耕作していくというようなところを賃貸契約していくと思うのですがけれども。じゃあ、小さいところはどうか。そういうところは、また借りないし、また大

きな土地を持っていても、いやそんなところに貸したくないという、さまざまな問題が出てくると思うのです。そういったときに、この農業施策というものが国からおりてきたときに、どういったことになっていくのかなというのが、すごく心配するところなのです。だから、耕作放棄地という一つのこの今大きな問題となっている点をこのただ農業施策ということでひとくくりにして、本当に農業の保全、緑の保全ができるのかっていうところが私は、ちょっと心配になるところなのです。そこを執行部はどういうふうに解釈していらっしゃるでしょうか、じゃあ。そして次に、先生にご意見を伺いたいと思います。

会 長 事務局。

事務局 先ほど担当からありましたように、都市マスタープランについては、あくまでも都市マスタープランでございますので、その基本的な方針、考え方を示しております。今、農業施策という部分で観点から考えた場合、産業振興計画、今後策定していくと思うのですが、その中で明確に実現されるものかなとは思いますが、ただ、その産業振興計画と都市マスタープラン、都市マスタープランの中でも土地利用ゾーン等を示しておりますので、まるきり関係ないという話ではないとは思いますが、今担当が言いましたように土地利用ゾーンでは三つに分けて、その中で保全しようという、都市的な観点からのアプローチの仕方の基本的な考え方は示させていただきました。

具体的な実施計画というのは簡単ですけども、そのもとになる産業振興計画が策定される中で、耕作放棄地等につきましては位置づけをさせて、やはりまた実施計画でその事業については実施していくのかなというふうには捉えているところでございます。その場合、都市マスタープランを策定していく上で、農業に対する耕作放棄地だけではないですけども、基本的な考え方の一つと私は思っております。以上です。

会 長 ●●さん。

委 員 今、●●議員がおっしゃったことですけども、まず農村とか農業の現状なのですけども、ここで言っている耕作放棄地として認定されたものについては、こういう中間管理機構だとか統計的なカウントに上がって、非常に問題視されるのですけれども。実は農村では、それ以前に何も作付してないのだけれども草刈りして、耕運だけしている土地がいっぱいあって、それは今かろうじて維持しているのですね。なので、うちは耕作放棄地はほとんどないみたいな、だから予備軍はたくさんあるっていう、もっと問題は深刻っていうことがあるわけです。

なので、この中間管理機構についても、ほとんど進んでない。集落の人は、こういうペーパーワークだけふえるようなことは、とてもやりたくないから、これまでの延長でできるところは委託したり、できるところは草刈りだけをやっておきたいというようなことで、維持をしているような状況なのです。ですので、この中間管理機構の今における評価というのは、なかなか難しいというふうに思います。ちょっと二、三年前に人の力で全然違う

同じような路線で出てきて、それがほとんど棚上げ状態になって、今これが出てきているというような状態なので今、全然現場は動いてないような状況なので。そういう実態があります。

ここの都市マスタープランとして、農業問題をどう考えるかというふうなことで関心を持っていただくのは非常にありがたくて、ぜひそれをもう一步踏み込んでやっていただきたいと思うのですけれども。そのことに関しては今、●●委員がおっしゃったような、都市住民側の緑を残したいというその感覚だけでは、農業は残らないのですね。やっぱり、後継者問題、誰がやるのっていう。農産物価格の低迷の中でということがあるので、そこをもう一步踏み込んで、じゃあ都市住民は白井の農地なり緑地なり、そういうものを都市住民としてどういう立場で残していくのかということを考えていただくのが、都市マスタープランにおける農業問題を位置づけるようなことになるのではないかなというふうに思うのです。

白井の場合、市民力という項目があります。いつも私ここであれして申しわけないのですけれども、確かに、「しろい環境塾」っていう、全国に先駆けてリタイアした市民の方々が、農家ができなくなった里山管理だとか、耕作放棄地の草刈りなんていうのを非常に面積をふやして13ヘクタールぐらいふやして。これ今おっしゃった梨園面積は300ヘクタールですから、そのうちの13ヘクタール、かなり大きいのですね。そういうところ、主に畑ですけれども。そういうことをやっているの、そういう人たちの次に第2、第3バージョンアップとか、次世代バージョンアップみたいなものができてくるようなマスタープランにならないと、多分農地は維持できないというふうに思います。なので、そういう意味で言うと例えばマルシェって、●●さんも●●委員もおっしゃったようなこと多分、枠組みとしては多分あるのだけれども何かおいしいという、もう少し魂が実現しそうな感じがしないっていう違和感があるのではないかなと、●●委員のことも多分そうなのではないかなと思うので、もう少し具体的な例を盛り込むときに例えばマルシェ、今いろいろな団地を回っていると。これは既にやっていることなのだけれども、白井の平塚地区って農村地区のところ、地元の人と話しているのは、ここに人をもっと呼び込めないだろうか。高齢者で売りに行くのも大変だからと。来てくれれば、もうちょっと続けられるよという話が出ているのです。なので、マルシェで団地を移動するのもいいのだけれども、無料バスをできれば使って平塚のところ、マルシェを開いていただくと。そうすることだと、後継者の確保にも絶対につながるのですね。こういう都市の人がこんなに評価してくれるということが、その農村の誇りを回復することになると思うので、そういうことに何か、そういう観点で見れば多分、いろいろまだ機能連携型とか、それから幾つかこういう項目の中に埋め込めそうだなというのは、あるのです。拠点がつながる都市づくりとか、緑がつながる都市づくりもそうですし、暮らしやすいついていうのも、豊かな食の実現というのも

含まれると思うので、そういうところにぜひそういう観点から盛り込んでいただければ、農業政策に対してもいい影響があるのではないかなというふうにお願ひしたいところです。

会 長 はい、●●さん。

委 員 素人の質問と意見なのですが。まず、20ページB緑住ゾーンの①住農共生地区と21ページC緑農ゾーンの①農住共生地区との違いが、読んでもよくわからないということ。あともう一つうちの子供が「また近所の梨畑が潰れて宅地になっているみたいだよ。なんでこんなに宅地ばかりが増えるのだろうね。」と言うので、私は「さあ。都市計画じゃなくて都市無計画なのではないか。」と親子で冗談を言ったりしているのです。ただ無計画に宅地が増えているような気がするので、それを少し説明していただきたいと思います。

会 長 はい。2点、

事務局 まず、1点目の20ページのBの緑住ゾーンの、①住農共生地区と、21ページのCの緑農ゾーンの、①農住共生地区、こちらの違いというお話についてなんですけれども、資料の9ページ、こちら総合計画の基本構想で示しました将来都市構造図になります。16号を中心に右側を濃緑ゾーン、左下を緑住ゾーン。こちらの将来都市構造図を目指すために都市マスタープランで土地利用方針図をより詳細につくっております。もう一度、20ページ、21ページに戻っていただきたいのですが、緑住ゾーンの①の住農共生地区につきましては、スプロールしちゃったところもあるのですが、名前が、住が農より前に出ているとおりに、どちらかという住農を少し整理しようというゾーンとして位置づけております。

21ページのCの緑農ゾーンの①の農住共生地区、こちらにつきましては原則、保全。ただ、集落が当然ありますので集落についての維持、こちらについては手段である開発許可制度、そのあたりをちょっと検討しようかなとは思っております。原則、保全ということです。

ご質問の2点目なのですが、白井では調整区域で確かに都市計画法34条11号の規定に基づく、先ほど●●委員からもお話がありましたけれども、千葉県条例によりスプロールが少し進んでしまいました。内容としましては、市街化から1.1キロ以内にあり建物がおおむね40戸、55メートル間隔で40戸つながっていれば、そののにじみ出し部分、その55メートルの範囲なのですが、1.1キロで1軒建物が建っていると、その建物の敷地から55メートルの範囲のにじみ出しの部分については、開発許可立地基準を34条11号で認めるという条例がありました。これは白井市がまだ事務処理市でなかったから、千葉県が許可権者であったために県下一律の開発、11号の条例による開発。特に、先ほどお話のありました20ページのBの緑住ゾーンの②の低密度住宅地区、こちらに指定しています富士地区等につきましては市街化調整区域にもかかわらず、かなり大型の開発がヘクタールを超えるような開発も起こってしまっていて、農地につままし

ても転用が進んだと、そういった状況になっております。

ただ、●●委員からもお話がありましたけれども、白井市としましてはこの土地利用方針を実現するための手段としまして事務処理市、千葉県から開発許可権限の委譲を受けました。去年度から条例を改正しまして、ですから34条11号による開発許可申請につきまして、開発許可の案件につきましては、今年度はゼロとなっております。唯一、現在11号条例で認めているのが、②の低密度住宅地区であると。ですからゾーニングをしまして、そのエリアについてはまた技術基準的条件をつけます、誘導していこうと、そういう意図を持って今回の土地利用方針図としております。以上です。

会 長 よろしいでしょうか。●●さん。

委 員 21ページにある、市街地縁辺部及び集落とその周辺での無秩序な宅地化の抑制と必要な基盤整備。抑制というのは、この事務処理市になった中で例えば、具体的にどのような抑制が考えられますか。

会 長 事務局お願いします。

事務局 こちらは先ほどもご説明させていただきましたけれども、千葉県が許可権者のときに開発が起きます、縁辺部で不整系な形で少し危険な形で、当然その立地基準を満たした土地に技術基準を満たせば開発許可がありますので、やや不整系な形で建物が建っている地区が見うけられます。そちらは、何がしかの手を入れて、少し整地をしていかなくちやいけないと市としても考えていますので、こういった文言を入れさせていただきました。以上です。

会 長 わかりました。●●さん。

委 員 ちょっとまだ、抜け道というのが、いろいろあると思うのです。例えば、その縁辺部のところで、例えば地権者が自分の子供の分家を建てたいと、住宅を建てたいと言ったら、それは許可になりますよね。そういったことが、ある日気がついたら違う方が住んでいた。転売で。いろいろな方法があると思うのですけれども、そういったことのこの抑制というのは、そういうところまできちっと保全していくには、そういうところまで目を配っていくということになっていくのでしょうか。

会 長 事務局、いかがですか。

事務局 今、●●委員から出ました開発許可の条件としまして分家、確かにあるのですけれども、これは属人的許可要件でありますので、属人的許可要件で再度、それに基づいて建てかえをするということは建築確認等でコントロールできますので、当然その属人的許可要件がない方が売買等で取得したとしても、建てかえはできないということで担保されますので、そういった抜け道は現在ないです。

会 長 よろしいですか。ほかにいかがですか。いいですか。●●さんからも環境塾の話が出たりしましたが、この書いてあるよという話ですが、あと都市サイドから何が書けるかとい

うと、やはり市民力っていうのがキーワードですね。市民がやっぱりそういうのをサポートしていく。それを市はバックアップするよとか、それから先ほどのマルシェの話でも、マルシェをまちでやるだけじゃなくて、やはり例えば平塚でやれば来てくれたニュータウンの住民の方たちが、そこの環境のすばらしさを再認識する場になるとか、そういったことは十分あり得る。これは都市計画サイドである程度タッチできることなので、そういったことを少し書き足していくと●●さんが最初おっしゃられた、こういったことにもつながってくるのではないかと思いますのですけれども、いかがでしょうか。事務局。

事務局 一応、今回の都市マスタープランのポイントは、第4章のこの戦略プラン、こちらだと思っています。従来の都市マスタープランですと、先ほどの土地利用方針であるとか、都市施設の分野別の基本方針、こちらを羅列と言いますか、これを載せて、この方針に基づいて都市計画を総合計画の体系のもと、事業を行っていくということになっていました。これを総合計画という枠の中で、ほかの分野の基幹計画もパッケージ化するようなイメージでリンクを第4章に張っているのがみそと言いますか、今回事務局としてポイントとしている点です。

ですから、北原会長のおっしゃられたましたとおりの、ソフト的にマルシェ等を例えば商工振興課という課があるのですけれども、そういう課と、例えば農業であれば農政課と、あと市民活動支援課という課があるのですけれども、協力して都市マスタープランの戦略プランの、例えば拠点でもいいですし、緑が包む都市づくりでもできるかなと思っています。ただ、書きぶりについては、おっしゃるとおりで、ちょっとレベル感的に少し大きなくくりで、何でもちょっとできるようにという事務局の意図もございまして、逆にそれが総花的と言いますか、見えにくい記載になっているというご指摘なのかなと思っていますけれども。そういったことは考えています。以上です。

会長 どうもありがとうございます。市民の皆さんが、イメージを持てるような形でぜひ書いていただきたいと。それから、住農共生地区と農住共生地区って、農と住が入れかわっているだけなので、ここはちょっと何か説明をそれぞれつけてください。ほかのところは、例えば公益的施設誘導地区と、何のことかわかるのです。だけどこれは、住農共生地区だけならまだしも、今度は農住ってなるから、これどういう違いなのっていうのは、やっぱりちょっと戸惑うので簡単な説明があるといいなと思います。

事務局 わかりました。了解しました。

会長 ほかによろしいでしょうか。それで、今日いただいたご意見を一応私が簡単にまとめさせていただきますが、その方向で事務局に修正案をつくっていただいて、お正月を挟みますので1月の下旬ぐらいまでに修正案をつくっていただいて、それを基本的にメール配信で委員の皆さんにお送りして、そこで賛否を問うと。要するにメール審議という形で、いかがでしょうか。それとももう1回、この審議会を開く必要があるでしょうか。●●さ

ん。

委員 基本的にメール審議って、大いにさっきの ICT じゃないですけども、いいと思うのだけれども。ただ、ちょっとパソコンの環境もありますので、できれば今の議案については郵送していただきたい、できあがったものを。それで意見についてはパソコンの環境のある方はメールで事務局なりとやりとりさせていただきたいと。それから問題は、これからのスケジュール感なのです、私も個人的なことを言うと、来年の春先から少し忙しくなりそうなので、そう考えたときにこれから先行き、この都市マスタープランというのは基本的には第2号議案はこれである程度の形をとって議決されるとすると、そうするとその次のイメージをどういうふうに持っていくのか。市民の私なり、●●さんなり、市民参加がどういうふうに関与できるのかどうか、ちょっとその辺のイメージだけ事務局でわかれば、もしくは会長からコメントをいただくと、今後の私の取り組みに生きますので、よろしくをお願いします。

会長 じゃあ、今後のスケジュール、例えば修正案を1月末に郵送等でお送りして、昔で言う持ち回り審議の形で賛否をいただいて、賛成多数の場合はここで議決されたという形にさせていただくと。そうすると、その先それも含めていつごろで、その先にさらに何が出てくるのかというあたりのスケジュールを事務局から説明いただけますか。お願いします。

事務局 そうしましたら1月の下旬ぐらいには、まとめたものを一旦、皆さんにお送りをさせていただくと。で、その中で持ち回り決裁と言いましょか、その中で賛否を問うと。その後、その案について市では2月のおおむね中旬ぐらいに、この都市マスタープランの庁内に組織を設置してあります策定部会というようなところに、まず諮ることになります。その後、おおむね2月の下旬ぐらいになろうとは思いますが、そのあたりで今度は政策等の決定機関となる政策会議というのがありますので、そちらにこれを諮って、最終的な市の新たな都市マスタープランの決定となるというふうに予定をしているところです。最終的に皆さんに公表するのは、3月下旬ぐらいなのかなというふうに考えているところです。以上です。

会長 どうもありがとうございます。

委員 今の説明にちょっと質問をさせていただきたいのは、持ち回り審議でこの第2号議案の我々都市計画審議会としては結論を見るとしてですよ。先ほどのお話で、策定部会と政策会議、ここで審議の内容によってはいろいろなご議論があって、修正っていうことは多分あるかもしれない。そういう場合に、ここの審議会の位置づけというか、そこはどういう感じになるのか。もうそれは上部会に渡したから、というのは僕は何でこだわっているかっていうと、今のお話だと基本的にこの策定部会なり政策会議というのは、市の要は事務局の市としての組織上の話なので、要は内々の話だと思うのです、市として。そこが我々、基本的に都市計画審議会とか総合部会もいろいろなところも同じようなプロセス通るかも

しれないけれども、そことの関連でどういう位置づけになるかが見えないのです。そこをちょっと、わかる範囲で教えていただきたいのです。

会 長 この審議会の役割、要するに答申をするっていうことですよ。その答申案は、その後どのように扱われるのか。要するに、それに対して修正が加えられるとしたら、どのような権限で修正が加えられるのかということを説明していただければ、わかりやすいと思うのです。

事務局 まず一つは、今まで積み上げとして市民参加等によってここまで積み上げてきたもので、それを都市計画審議会の皆さんにもご意見をいただいて、さらにつけ加えるべきはつけ加えてということになっていくのかなと思います。それを今度は、内容的な組織の中に諮っていくに当たっては、都市計画審議会の中で議論を重ねたと、そして修正等を加えたものとしてここにかけると。それらの中で総合計画、上位計画等との関係はどうかとか、そういったようなところと検討しつつ、もし修正が加わるとすれば、そこから外れていたりとか、そういったようなことであれば、当然それは修正の対象になるのかなとは思われるのですが。そのところは、上位計画ともきちんと都市計画審議会としても諮られているものという認識で、これを出していくというふうになると、意見を出していくのかなと思います。

委 員 今の説明だと、この審議会が機能的にどう担保されるかが、ちょっと不明確じゃないかと思うのです。基本的には、あくまでも10年間のある意味では長期の計画の審議に私たちは参加しているわけだから、意見もいろいろとこれから、これでほとんど回ったと思いますけれども回っていくとして、市としても中で論議されるのはもちろん大事なことだと思うのだけれども、最終的には市議会には諮られるのですか、これは。市議会で諮って、少なくとも白井市としての都市計画をこういうものだということをきちんと議決された上で、一般に3月下旬に公表という話をされたけれども、この公示というふうにならないと、何か市民が参画したって我々参画しているけれども、意見も言わせていただいていますけれども、そこら辺がちょっと見えないのです。このあたりは市議会との関連では、どういう感じになるのですか。

事務局 まず一つは、都市マスタープランについては、議決事項ではありません。あくまでも、上位計画が議決されて、それを受けてまちづくり、都市づくりを進めていく計画であるということ。ただ、議会等においては、既に説明もさせてはいただいております。

委 員 だけど、今日やったような審議会での、いろいろな意見については、一応市議会では17日に閉会されていますよね。恐らく、来年また再開されると思うのだけれども、そこで何らかの意見を戦わせていただかないと、何となくこの審議そのものの位置づけというか、これは私はよく理解できないのですけれども。確かに、それじゃあほかの例えば行政改革の問題にしても、地域創生の問題、みんな同じ問題かもしれない。もしくは総合計画もそ

うですけれども。基本的には、やはり市議会での最終的な、そこで審議していただいてやるっていうのは、僕は手順だと。それは何か根拠があるのですか、そういう位置づけというか、その部分については。それはわからない。

会 長 事務局、いかがですか。

事務局 今回、最終的には持ち回りで審議をいただいて、最終的には修正案が決定したところで、答申という形で出ます。答申案については、皆さんにもう一度資料を作成して、こういう答申案でいいですかという確認をします。

委 員 そこはわかります。

事務局 その答申について、市が受けますから、簡単な確認だけですけれども、今まで市も内部で積み上げてきたものですから、変更になった部分だけ今回説明をします。これ、さっき言った策定部会なり、次の政策会議で変更になった部分だけです。それを了解をもらえれば、そのまま市の決定というふうになります。その変更になった部分については、基本的にはこの審議会の意見を尊重した形でやりますので、基本的な部分の変更はないというふうに考えます。あくまで、ここでいただいた答申が基本ベースになりますので、変更になった部分の確認だけさせてもらって、市の決定をします。その決定したあと、今度は議会の全員協議会で、こういうふうに決定しましたという説明はさせていただきます。

委 員 今の説明で大体おぼろげながらわかったのですけれども、基本的には策定部会なり政策会議には、議案として修正箇所だけ挙げられるのか、それともこの審議の中で当然議事録ありますよね。これ、全部返されるのですか。そこだけ教えてください。

事務局 全体を挙げます。その中で、部分的にこういう議論があって、ここはこういうふうになりましたということ。

委 員 ということ、我々の意見は少なくとも、ここの政策会議なりに参画される方については理解をいただいたと、こういうことですね。わかりました。了解しました。

会 長 よろしいですか。それでは。●●さん。

委 員 この審議会は、この名簿を見ますと、関係行政機関ということで、土木、農業、商・工、福祉と、きょう福祉の方は見えていますけれども、あとお三方は欠席なのですね。1人農業に関してご意見は出ていますけれども、土木もこれからは大変な問題ですし、商工も今マルシェの話も出ましたけれども大変な話で、こういったところのご意見もやっぱりいただいておかないと審議をしたという中で、どうなのだろうかなど。欠席だから、それで終わりじゃなく、やはりそういった方々の代表者のご意見も伺っておいたほうがいいのではないかなというふうに私は思うのですけれども、いかがでしょうか。

会 長 事務局、いかがですか。

事務局 今日、審議会でもいただいたご意見をもとに修正案等を作成していくというのが決まった話です。それについては、持ち回り決裁という話をさせていただきましたので、その中で

持ち回りをしていく中で、また新たな加筆、修正等があるのであれば、それは当然欠席委員だけではなくて今、出席している方の意見というの、またその中で吸い上げて、一度吸い上げてさせていただいて、まとめてという話をまた出すという話にはなろうかと思えます。ですので、欠席している方についての意見はなしですという話ではないというふうには思います。

会 長 欠席されている方は、この議論には参加されていないので、それも含めてきちんと説明をしていただいて、それをその上でご意見をいただければと思います。

事務局 わかりました。

会 長 それでは事務局、よろしく願いいたします。以上で、議事については、終了ということによろしいでしょうか。

(「異議なし」という者あり。)

会 長 今回の審議は、終了いたします。その他事項で、事務局から何かありますか。

事務局 ここでスケジュールとして、都市マスタープランのスケジュールをここで言おうかと思っていたところでしたけれども、先ほどご案内させていただきましたので、その他はなしということで、お願いしたいと思います。

会 長 委員の皆さんから、その他何かありますか。いいですか。それでは、大変長時間熱心にご議論いただきまして、ありがとうございます。これで平成27年度第4回白井市都市計画審議会を閉会します。どうもありがとうございました。